

第三十八回国会 衆議院 文教委員會議

會議錄 第二十三号

昭和三十六年五月十五日(月曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事白井 莊一君 理事坂田 道太君

理事米田 吉盛君 理事中村庸一郎君

理事高津 正道君 理事小林 信一君

理事伊藤 郷一君 理事宇野 宗佑君

理事大村 清一君 理事田川 誠一君

理事田澤 吉郎君 理事高橋 英吉君

理事千葉 三郎君 理事瀧尾 弘吉君

理事花村 四郎君 理事松永 東君

理事松山千恵子君 理事八木 徹雄君

理事井伊 誠一君 理事前田榮之助君

理事松原喜之次君 理事三木 喜夫君

理事村山 喜一君 理事受田 新吉君

出席國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君

出席政府委員

文部政務次官 額綱 彌三君

文部事務官 天城 勳君

(大臣官房長)

文部事務官 内藤馨三郎君

(初等中等教育局長)

文部事務官 安達 健二君

(初等中等教育局長)

文部事務官 岡野 澄君

(大學事務局審議官)

文部事務官 岡野 澄君

(大學事務局審議官)

文部事務官 岡野 澄君

文部事務官 犬丸 直君

(大學事務局技 術教育課長)

文部事務官 安養寺重夫君

(大學事務局教 職員養成課長)

專門 員 石井 勲君

五月十五日

委員原田憲君、高橋英吉君及び鈴木

義男君辭任につき、その補欠として

田澤吉郎君、宇野宗佑君及び受田新

吉君が議長の指名で委員に選任され

た。

同日

委員田澤吉郎君、宇野宗佑君及び受

田新吉君辭任につき、その補欠とし

て原田憲君、高橋英吉君及び鈴木義

男君が議長の指名で委員に選任され

た。

五月十三日

義務教育費国庫負担法の一部を改正

する法律案(村山喜一君外九名提

出、衆法第三八号)

は本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した案件

学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七四号)

学校教育法の一部を改正する法律の

施行に伴う関係法律の整理に関する

法律案(内閣提出第一七五号)

○濱野委員長 これより會議を開きま

す。

学校教育法の一部を改正する法律案

の施行に伴う関係法律の整理に関する

法律案を一括議題とし、審査を進めま

す。

質疑の通告がございますのでこれを

許します。村山喜一君。

○村山委員 金曜日の委員会で小林委

員からも質問がなされたのでございま

すが、提案理由に掲げてございませ

る堅技術者を養成するというのが目標に

なっております。この中堅技術者というの

は、政府

の考へております所得倍増計画の中に

おける科学技術者のその地位の中に

かんがみて、どういうような位置を占め

るべきものなのか、大学の卒業生は高

級技術者、高専の卒業生は中級技術

者、さらに高等工業の卒業生は初級技

術者として用いるのか、そういうよう

なところが明らかにされていないわけ

でございます。

そこで、まず政策上の問題点からお

尋ねをして参るわけでございますが、

御承知のように、今回の高専法案の中

におきましては、工業に関する中堅技

術者を養成する、こういうふうに明ら

かにされておるわけでございます。と

ころが昭和三十八年度から実施をされ

ることになっております高等学校の教

育課程の改正案を見ますと、文部

省の方で指導要領を出しにございま

す。その指導要領の工業教科の目標に

いうことになっておるわけございま

す。そういったしますと、高等学校の卒

業程度の者が中堅技術者であるとい

ことが明らかに書いてあるわけござ

いまして、またここに高専法の卒業生

も中堅技術者である、こういうふう

になっておりますと、この専門学校を

作りますことによつて得る目的は、高

等学校の教育目標と全く同じである、

こういうふうに見られるわけござい

ますが、そういうふうなものであるの

かどうか、その点についてまず第一に承

りたいのであります。

○荒木國務大臣 所得倍増計画に即応

する技術者の養成の問題は、大学卒業

程度の者が十七万人不足するというこ

とです。御案内の通りお答えを申し

上げておきます。また中堅の技術者

として工業高校卒業程度の者が四十

八人くらい現状のままでは不足する。

従つてそれを補います意味で工業高校

を充実していきたいという二本立て科

学技術系統の人材養成をしよう、こ

うことでございしますが、工業高等専

門学校によりまして得られます人材

は、十七万人不足をするというその人

材として引き当てるという考え方であ

ります。用語として中堅技術者と

共通の用語を使つておるといふよう

な御指摘でございますが、従来、工業高

校卒業程度の者は中堅技術者と通称

果積をもつてしましても九万何千人

不足するといふ、その不足分を補う中

堅技術者の引き当てになる、かように

考へておる次第であります。

○村山委員 大臣から答弁をいただ

いたわけですが、なるほど学校教育法

の設置目的並びに目標を見ますと、

そこには専門的な技能に習熟せしめ

るというのが目標の中に入つており

ます。しかしながら、今回政府の方

で教育課程の改正をなされたその目

標の中には、明らかに中堅技術者を

養成するのだといふことになってい

ます。この専門学校の内容を検討し

てみますと、私はやはり高等学校程

度の技術者、中堅技術者の養成とい

うものしか見られないような内容を持

っているんじゃないか、こういうふう

に思ふのです。というのは、所得倍

増計画の中で基本になりました教育訓

練小委員の答申にかかりました科学

技術者の定義をめぐり

まして、これも後ほど大臣にお答え

を願いたいと思ふのでございすが、

この科学技術者とは一体どういふよ

う人間像を考へておるのかといふこ

とが問題でございます。

そこでこの所得倍増計画を作成す

るのにあたりまして、学校の形態とし

ても、複線型の学校の形態が望まし

いといふことを主張する学制であり

あくまでも技能者の養成にすぎない、
 こういふようなことから、このような
 教育の袋小路に追ひ込むような制度と
 いうものは考え直さなければならぬ
 という意見を述べている学者の人のさ
 えも出てきておるわけです。そういう
 ような点から内容的にお尋ねをして参
 りますが、その前に、一体教育訓練小
 委員会ですか、あるいは科学技術訓練
 委員会の方で出しました科学技術者
 というのはその定義をめぐりまして、
 文部省はそういうような科学技術者
 というのはどういふふうに把握して
 いるのか。特に技術革新の時代にあ
 っているのか。科学技術者のあり方
 というものについて、どうなければ
 ならないかという点を大臣からお
 答えを願いたい。

○荒木国務大臣　四年制大学を通じては、學問のいわばうんのりをきかせる研究と、あわせて人材の養成をやるのが、高等専門學校に比べての特色かと思ひます。社會の要請は、科學技術の面でクリエートするような能力の人もひろく希望いたしますけれども、既成の科學技術のレベルを完全に消化し、応用する方面に特にひいてた者もあわせて必要とするのであります。その事柄はとりもなおさず青年學生に對する教育の場を与えることを意味すると思うのでございますが、そういう考え方から画面の、すなわち四年制大學を卒業したような人材も必要であると同時に、高等専門學校が主眼であるとして、高等専門學校に比べての特色を養成し、かつ社會に提供するという役目も教育上当然考えるべきものとして、複線型のことを考えておるののであります。もつとも袋小路というとは、そのままでありますならば、概

念的に指摘されようと思いますが、もし研究の面にすぐれたものがあり、本人がその意思があるならば、四年制の大学に進み得る道は開いておるといふことによつて、そういう特性のある人の道を閉ざさないようにしたい、こういう考え方に立つておるわけであります。

○村山委員 教育の袋小路の問題につきましては、教育内容並びに制度の問題についてのときに質問をいたしますが、科学技術者の中に、大学を出て研究する部面とそれから現在の技術を応用する部面とがあるのだ、教育のこの制度上複線型のものを作つてそういうような社会の需要にこたえるのが正しいと考える、こういうような説明であつたかと思ひ。大體政府が所得倍増計画を提案したときに、教育訓練小委員会の方で報告として答申をいたしましたのが、昭和三十五年の十一月一日ですが、この中に掲げてあります教育訓練小委員会の報告の中の科学技術者というのは、大学の理工学部を卒業した者、こういうことになっておるようであります。それを受けて文部省の方で、今度は実際の科学技術者養成計画というものを作られたときには、その四年制の大学の質を短大まで含めて考えられた。そこに大體初めの科学技術者というものの定義が、おかしな点が生まれてきていると思うのですが、この教育訓練小委員会の答申案は、私の今まで調べたところでは、四年制大学の工学部なり理学部、こういうところを出た者がこの科学技術者であるべきだ、こういうふうになっているのだけれども、文部省の計画としては、現実のいろいろな問題、これはこ

の「前所得倍増計画案」についての説明のときにも論及いたしたのであります。が、昭和四十五年度以降の経済の成長の伸びの問題なりあるいは計画期間中の経済成長率の動向なり、教員確保の問題、施設設備のために金が必要な点など、いろいろな問題点からして文部省の方では一万六千人の増員計画を立てて、その中におけるところの四年制大学の分は一人、短大分を六千人、こういうふうに抑えて、この科学技術者というもののレベルを一段下げたところで考えた、こういうのが実際上の計画として現われたと思うのですが、そういうふうな受け取つて差しつかえないのですか。

○荒木国務大臣 仰せの通りでございます。科学技術会議の答申がなされるにつきますしては、事務的には文部省、経済企画庁あるいは科学技術庁の事務当局も一緒にやりまして下働きをいかなうしたのであります。そこで、もちろん理想をいいますれば、四年制大学を卒業した者でもってすべてをまかない切れればこれに越したことのない面もあるんですが、現実には短期大学という制度もございます。また教員組織を考えます場合に、理想ばかりを追っておつても事実上なかなか不可能でもある。そういう画面のことを考え合わせまして、四年制大学及び短期大学の卒業生をもつて科学技術者の人材養成に資する、こういう考え方は科学技術会議の答申の当初から予定されておる線でございます。それと工業高等専門学校、学校の卒業生を引き比べましたときに、実質的にはまさしく科学技術者の技術面の人材養成の求めに応じ得る、

こゝろいう構想のもとに御審議を願つて
おるわけであります。

○村山委員 結局、教育訓練小委員会なり科学技術小委員会の答申を実際の政策として実現していく際においては、大学卒業者ではなくて短大以上の卒業者であるところの高等教育機関の卒業者、こゝいうような者が科学技術者ということに相なるかと思うのでございます。そういたしますと、この科学技術者の養成の問題についていろいろな問題点が出てくるわけでございますが、それは今後の高専の持つていらっしゃるところの教育内容が一番大きな問題点となってくるのではないかと思うわけでございます。そのほかにまだ問題として取り上げなければならぬのは、

所得倍増計画と経済の伸長率が異常なものになって参っておりますので、鉄工業の生産指数の伸びなり、あるいはそれに関連するところの技術者の養成の問題、さらにそれを教育訓練するところの問題は、後ほどまたほかの委員からも取り上げられて論議されるだろうと思いますので、私は内容の点について確かめて参りたいと思います。

今回のこの新聞発表の内容は、官房長からお聞きいたしましたところでは、単に新聞記者諸君にこれをレクチャーしたのみであつて、まだ内容としては決定を見ていないんだ、こういうような説明がございました。ところがすでに移行過程に入つていよいよ事業をされることになっております高等学校の教育課程は、文部省の権限に基づいて一つの方針をお出しになつていらつしやるのですから、この点は否定はされないだろうと思う。そういうふうな点からこの高等専門学校なるもの

は、中学校の卒業生から五年間の専門教育を行なうわけでございますから、

当然その間には高等学校で現在行なつております教育内容、それと関連して、その上に現在短大あたりで行なつております教育内容、こういうようなものが関連をしてゐることは当然でございます。従ひまして、この教育内容の問題を調べて参りますのには、現在の高等学校教育のあり方という問題なり、あるいは短大の教育のあり方という問題をめぐつて論議をされていかなければならぬだらうと思ひます。それでできよう初中局の方がだれか見えておりますか、——高等学校の教育課程が御承知のように昭和三十一年からコース制が発足いたしましたして、そして今回改定案が出てゐるわけですが、それによりまして、従来八十五単位くらいの単位を修得をしておれば卒業の資格があつたわけですが、今度は九十六単位程度卒業までには単位を修得せしめられていく、こういうような形になつていくようでございます。現在ではもうすでに科目も自由選択制といふものが完全になくなりつゝある、こういうようなことが高等学校教育全般の上から言えるかと思う。そういうふうな内容を考え合わせながら、今回の改訂指導要領の中身をのぞいてみますと、いわゆる増加単位を、上履をはすして幾らでも認めるように仕向けていく、こういう形をとつております。それに科目についてもA、Bという二つのコースをとつてゐる。そしてその内容についても問題点がたくさんあるわけでございます。それから科学技術の教育の重視という問題が取り上げられると思うのです。そういうときに、特に

私がきょうお尋ねをして参りたいと思ふのは、科学技術者の一員になるであらうということを大臣が期待をされておられる高等専門学校の卒業生、これがたして科学技術者としてそういうようなものになり得るかという点が、教育内容上からの問題として当然出てくるわけであると思う。従いまして科学技術教育という問題のあり方をめぐってお尋ねをしたいわけですが、さきに高等専門学校と従来考えられておったところの専科大学との違いはどういうようなものがあるのかということとを問いたしたときに、大臣は、専科大学とほとんど変わりがない、こういうような内容の御答弁がございました。そこで今回出されております、このレクチュアされたと言われる教育内容、これについて今度は時間数をとってありますので、はっきりしたものがわれわれにもつかめないわけですが、官房長の方からでも、現在の比較表といいますが、高等学校においてマスターをしていく単位、それから一般教育、外国語、体育、専門教育、こういうようなものに分けて、高等学校の単位の修得のあり方、それからそれに続くものとして現在あります短大の単位の修得の例、さらに前の国会でこれは廃案になりました専科大学の教育内容として文部省がすでに発表されたもの、それから今回高専制のものとしてこれは時間数で出されておりますが、その内容についての比較対照表のようなものをお作りになつていらっしゃるのじゃなからうかと思ふのですが、それがありませんら、説明をお願いします。いいと思います。

○天城政府委員 すでに御説明申し上げ

げましたように、このたびの高等専門学校の教育課程の案をいたしましては、授業時数で考えておりますので、現在の高等学校あるいは短期大学の単位とすぐ比較ができませんが、一応一年間の授業日数を、定期試験などの日数を含めまして三十五週間、二百十日を共通の原則として立てております。

従つて授業時間は一週間一時間、三十五週間の授業を二単位で換算して見たわけでございます。そういったしますと、今度の高等専門学校といたしましては百九十一に該当するわけでございます。これと同じ方法で職業高等学校及び普通科の高等学校につきましても、標準的な教育課程につきましても換算いたしますと、職業高等学校の百二、普通高等学校の百二と、合計はなつて参ります。実際はもう少し大きなものかもしれませんが、標準的にはこういう形で出ております。それから短期大学も、標準的な設置基準に基づくものを中心に換算いたしてみますと、三十四という数字が出て参るわけでございます。以上でございます。

○村山委員 現在の短大は、大学の単位の修得が百二十四単位ですから、その半分六十二単位以上を取らなければ短大を修了できないわけですね。だから三十四単位というのはおかしい。

○天城政府委員 先ほどちょっと申し上げましたように、大学の単位の取り方と今の単位と同じではございませんで、一応先ほど申し上げました一週一時間、一年三十五週間分を主として現在御指摘の短大の単位数をこの方式で換算した場合に三十四としたわけでございます。御存じの通り講義は二単位で一時間とか、演習は一単位について

一時間、実験、実習は一単位について一・五時間というような換算をいたしまして、高等専門学校と同じベースで比較した場合に三十四ということをお願いしたわけでありまして。

○村山委員 それであればそういうふうな換算をされたものを、一般教育、外国語、体育、それから専門教育というふうな比較した表をお作り願つて、それをあとでよろしいですが提出願えますか。

○天城政府委員 後刻提出いたします。

○村山委員 その提出されたときにそれらの問題の詳細な点については触れて参りたいと思ひますが、今回の換算率を一年三十五週と見て、そして毎週一時間やる場合にこれを一単位と見たという方式は、大体現在の高等学校の単位の修得の方法と同じですね。そういうような点から、私が今までに新聞紙上で知りました内容のものを調べてみますと、今回は英語とか外国語と数学というようなものに重点を置いて、こういうふうに見ているわけである。ところが、科学技術教育というものの中軸になるものはもちろん数学とか理科であることは言うまでもないのですが、はたしてそういうような科学技術者の養成の方向をたどっているかどうかという点について非常に問題があると思ふのです。特に、それらの問題とは別問題のワケに入らぬと思うのですが、外国語は普通高校の場合は、大が毎週五時間くらいずつやっておるから三カ年間で十五単位は確保にとつておる。それに短大で二単位とるといふことになりましたと、大体十七単位くらいは進学をしていく者としては当然と

るわけですね。そういったしますと、今度六百十時間というものを換算してみますと、大体十七単位くらいになる。従いまして、それらの点から考えていけば、第一外国語についてのそういうような教育の内容というものは、いわゆる現在の高等学校から短大を卒業する者と比較してほとんど変わりがありません。ただ特徴的なのは、第二外国語は短大では必須でないわけですが、そういうようなものをとらせるようにしたというところに特徴的な点がある。それが四単位程度考えられている、こういうようなことではないかと思ふのです。その外国語の点はどうかと思ふのです。

○天城政府委員 御指摘の通り、われわれも一般教養及び基礎、両方の面から語学が非常に必要だということを感ぜておりました。ただいま申し上げました換算方法では高等専門学校で英語は十八、第二外国語の四という案を考へておるわけでございます。標準的なもので申しますと、職業高校は三、普通高校では九でございますが、増加単位のとり方によつては、普通高校などではこの九に増加単位の分を加えてもつとウエートを大きくすることも実際はあると思ひますけれども、要するに標準的に考えた場合に、高等学校と短大の分を合わせたよりも第二外国語を含めてかなり高等専門学校において語学に力を入れる案を現在考えておるわけでありまして。

○村山委員 先ほど標準的なものの高等学校の単位の修得の総計算数が百二になる、こういうようなことを言われたのですが、それらの計算の基礎は後ほど表を出していただいたときに論議してみたいと思ひますが、私たちが今

日まで知つておるのでは、大体英語は進学をしようと思ふ者は三年間に十五単位くらいとらないと——中にはもつとよけいとおつておるのがあるわけですね。それくらいしなければ進学はできないわけですね。そういうのが今日の教育の実態ではなからうか。従いまして、九単位とか三単位とかいうのは最低限の線を示しておるものであると言わなければならぬと思ふ。

この外国語の問題は別にいたしまして、科学技術教育に必要な理科教育、この内容を調べてみますと、今回の高等専門学校の理科教育の中心では生物、地学というものは修得をさせない。現在は高等学校においても生物なり地学というものが、普通高校の場合は教育課程の改正によりまして、御承知のように必須になつたわけですね。そういうふうな科学技術教育を重視するところから必須になつてきた。ところが今日高等専門学校として科学技術者の養成に当たるのに物理とか化学だけをやって、全人的な教育の一つにならなければならぬ、総合的な科学技術教育でなければならぬといわれるその理科の生物と地学、これを除いたというのはい体どういふようなわけからきていますのか。

○天城政府委員 この高等専門学校は、このたび考へておりますのは、工業を中心とした高等専門学校でございます。まして、自然科学系統におきましては、特に数学、物理、化学というものが一番基礎になる分野でございますので、これに重点を置いたわけでございます。高等学校の自然科学、これは将来いふゆる理工系あるいは生物系、いろいろな進路も考えられるわけござ

いまして、科学教育の広い分野を一応高等学校においては考えておりますけれども、高等専門学校におきましては、すでに工業ということが初めからきまつておりますので、重点を数、物、化学に置いておるわけでございしますが、なお一般教養として、自然科学の基礎知識ということはもちろん当然でございしますが、一応理科の系統は小、中学校の段階からずっと義務教育の上で経てきておりますので、高等専門学校においては特に工業ということが重点を置いて今考えておるわけでございします。

○村山委員 これはこの前も触れたわけですが、イギリスのクラウザー報告などを見ても、あるいは今日すべての人たちに言われておりますことは、これからの科学技術教育というのは、現在の技術に密着した狭いところの融通性のない知識や技術を修得させるだけでは動まらないのだ、自然科学や技術についての広い基礎的な内容を持たなければならぬ、こういうことは世間の通り相場になっているわけですね。従つて今回教育課程の改正によつて、普通高校の生徒に対しては理科の四科目についてこれを必須にしました、こういうようなところに、今回の科学技術教育を重視した中で、高等学校の教育体系というものが重点が置かれてきた。ところが今度高等専門学校を作られる。それにおいては、この生物なりあるいは地学というものは全然履修をせしめない。こういうようなことになつて参りますと、はたしてそれで技術革新の時代に沿うところの科学技術者というものが養成できますか。その点はどうですか。

○天城政府委員 高等専門学校の目的が、科学技術の領域でも非常にいろいろな種類が考えられる場合には、基礎的なものもそれに応じていろいろな科目を用意する必要があると思つてございしますが、このたびの高等専門学校は工業に一応限つておりますので、工業の範囲における非常に基礎的な自然科学の知識としてこの数学、物理、化学という点に重点を置いたわけでございまして、もちろん生物系の専門学校でしただけで、工業ということが考えられますけれども、工業ということに限つておりますために、このようなことを現在考えておるわけでございします。

○村山委員 なるほど、高等学校の職業課程の中の教育課程の内容を見てみますと、その中で二教科だけ選んでいったらよろしい。だから選択制になつてゐる。そういうような点から、今回の改正案は職業教育を施すのだからというわけで、理科の中の物理と化学だけを修得させたい、こういうような格好にお考えになつたのだらう。ところがそれは明らかに誤りで、こういうことが今日の段階においては言われてゐるわけですね。そういうような点から、ほかのいわゆる専門教育の中で十分そういうような物理なり化学なりというものは消化されていかなければならぬわけですから、もつと範囲の広いものとして基礎的なものを身につけるような教育というものがなされなければ、科学技術者じゃないじゃないですか。単なる普通の高等学校の卒業程度の技術者であれば、中堅の技能者であればそれでいいでしょう。少なくとも高等の専門教育を受けた者がそういうような基礎的なもの

のもわかつていない。その者が創造をすることができませんか。その点、教育内容については再検討されるお考えはございせんか。

○天城政府委員 たゞび御指摘がございしました技術者の基礎教育につきまして、私たちが決して狭い、いわば手先の技術の教育に考えを置いてゐるわけではございせん、そのもとになつて基礎的なものを十分にやりたいというところを中心に考えてゐるわけではございします。これは工業の高等専門学校でございしますけれども、専門の科目におきまして、やはり基礎的なものを忘れずに、それをあくまでも深めていくということを中心に置いて、科目においてもあまり現象的なものに分類しないということ全体にとつてお

○村山委員 普通高校の場合は、そういうような四教科を必須にして、そして職業課程の高等学校だけは二教科の選択制でよろしい、こういうことになりまして、今度は大学なりに進学をしていく場合には、必須制ですから、そういうような習わぬものも試験に出るわけですね。そうすると、教育の袋小路ということではないのだと言われながら、大学に進む場合、そういうものが全然履修されてないということになると、本人の教育の方向が袋小路に入つてしまつて、そういう進学の希望が、法律的には与えられても、教育の内容において与えられていなければ、これは提案の趣旨にそむくものではない

わなければならぬと思うのですが、その点はどうですか。

○天城政府委員 もちろん学校制度として、袋小路の学校制度を作らないように、それぞれ最終の段階に行く配慮は必要でございしますけれども、またそれぞれの段階の学校が、現在六・三は義務教育でございしますけれども、高等学校にいたしましても、それ自身一つの完成教育という考え方をとつてお

○村山委員 どうも官房長の説明を聞きますとわからぬ。教育の袋小路をなくしていくために、制度の上においては考える。ところが実際教育をしていく内容は、教育の袋小路に迫り込んでゐる。だから今日の高等学校の教育、これを普通高校の場合と職業高校の場合を比較検討してみますと、たとえば私立大学でもよろしいのですが、大学の理工学部に入るときに、前は工業高校を卒業して大学に入る率もある程度高かった。ところが今日においては、もうほとんど五十人に一人、百人に一人くらいしかない。それはなぜそういうふうに入れないかという、学校

におけるところの教育の内容が違つてゐるところに問題があるわけですね。だから入ろうという希望は持つておつても、普通教育を受けるんだということになつて、後期中等教育の完成はされたのだけれども、しかし大学に入る際においては、それだけの学習を学校においてしてゐない。そこに大学に進めない内容的なものがあるわけですね。そういうようなものが、私は制度の上においてではなくて、内容の上におけるところの教育の袋小路だと思ふ。そういうようなものをどんどん作つていきながら、そして大学に進学をしていく際の門戸だけは開いてゐるのだ、こういうような形のは実質的にそぐわない。だから、そういうようなものを一体どうするのかということになりまして、やはりもつと幅の広い、基礎的なものを教育していくという形にならなければおかしいじゃないか。特にこの科学技術者といわれるような者は、自然科学についてこれをマスターし、あるいは技術学についてこれをマスターして、その中から、いわゆる将来の創造的なものを作り上げていく創造力を持たなければ、科学技術者とはいえないと思ふ。そういうような方向に発展していく基礎作りが、この教育内容であると思ひます。そういうような点から考へて、今まであなた方が新聞記者にレクチュアをされておるその内容は、これは非常におかしいじゃないかと思ひますが、その点をもう一回明確に御答へ願ひたい。

○天城政府委員 基本的な考え方においては、私たちが同感でございしますけれども、学校制度には、先ほど申し上げたこととあるいは重複することに

なるかもしれないけれども、それぞれ目的が違いますし、それぞれが一応完成教育の建前をとっておりますので、すべて同じことをやっておりますならば、いろいろな目的を立てた専門のコースの意味がないわけでございます。現在工業高等学校におきましても、自然系の四つについて全部やっておりますのじゃございませんし、やはり工業は工業という専門を立てた以上、そこに重点を置きながら、しかし目先の問題にとらわれないで、基礎的なものからやっていくという考え方をとっております。学校制度全体としては、制度的にここでおしまいということとは、まさに緩小路を作る制度でございます。で、全般の関連は考えなければならませんが、同時にそれぞれ専門の目的を持った学校であります以上は、専門のところに重点がかかってくるということとは、学校制度の上からいって、私たちがとしては当然じゃないかと思っております。なお御指摘のように、基礎的なもの、広い知識を基礎に持たなければならぬということにつきましては、われわれも十分実施までに考えていきたい、こう思っております。

○村山委員 ですから、そこに今度の法律案の盲点の一つがあると思う。提案の理由には、いわゆるこれを卒業した者は大学に進学できるような内容のものを考えておるのだと言いが、教育内容を見てみると、そういうようなものは内容的には全然不可能になっている。そこに教育の袋小路があるのだ、こういうことがいわれているわけだ。

そこで、まだ問題がほかにもございしますが、この人文、社会系のいわゆる教育内容は、これはもう職業高校並み、こういうことになってくるわけだ。普通高校よりも単位が少くない。いわゆる職業高校並み、こういうことになると専門学校の教育というものはなくなるわけですね。その点はどうですか。

○天城政府委員 標準的な、われわれの比較の基本で考えますと、人文、社会系でございすけれども、高等専門学校では約十六の単位と申しますか、十六の基礎単位を充てようと考えております。これを高等学校と比較してみますと、職業高校では大体九に当たるのじゃないかと考えております。もちろん工業高等学校よりも人文、社会系の時間は十分充てているつもりでおります。

○村山委員 その詳細な点はあとでお尋ねをいたしますが……

○天城政府委員 ちょっと今数字を間違えておりました、高等専門学校における人文、社会系の割当は十二単位でございます。失礼いたしました。

○村山委員 保健体育は普通高校並みという事になっていくようですが、九単位ですか。

○天城政府委員 今私たちの単位で計算しまして十一でございます。高等学校と同じでございます。

○村山委員 今度全日制教育課程の改正の中では、全日制の普通高校の場合は男子は九単位、それから女子あるいは職業課程の場合は七単位、こういうことに改定案はなっておりますね。そうなりますと今おっしゃった十一単位という事は前の専科大学を考えたときの内容と同じだ、こういうふうな受け取るわけですが、それらのものはいずれ表を出していただくので、そのときに申し上げたいと思います。

そこで先般資料の提供をお願いをしておきました日本学術会議の総会の報告、これはまた向こうの方から提出がないわけですが、後ほどお出し願えると思ひますけれども、その総会の内容を概略的に御承知になっていらっしゃるかどうかわかりませんが、私たちが聞いたところでは、いわゆる工学関係を中心とする第五部会というのがある、その第五部会で科学技術基本法という法律案を制定をして、それに基づいて今後の日本の科学教育というものを推進をしていかなければならない、こういうふうな承っているわけですね。ところがそれが総会に提案をされたところが、そういうような科学技術基本法というふうな法律案はこれはおかしい、科学研究基本法というものを制定すべきだ、こういうことに多数が決定をされて、そこには人文科学なり社会科学なりというものを自然科学と同じように重視していくべきだということが総会で決定をされた、こういうふうな聞いていくわけですね。それらのいきさつについては後ほど資料をお出し願えると思ひますが、その中で日本の学術会議の総会の決定がそのような方向をとっていた。これはやはり諸外国の例なりあるいは今後の日本の科学技術教育というものの方向において大きな立場から考えていかなければならない問題をわれわれの前に示していると思ひますが、そのことについての概要は御承知になっていらっしゃるかどう

か、それはお調べの結果その程度はおわかりになっていらっしゃるのじゃないかと思ひますが、その点ははどうですか。

○天城政府委員 この前の委員会資料の提出の御要求がございまして、学術会議の方に連絡いたしましたのでございすけれども、最終に学術会議として発表と申しますか、字句の再検討をして決定するのはきょうまで待つてくれというお話をございまして、国会の審議のために必要な状況を説明しまして、できるだけきょうじゅうに、早い機会にもう一べん検討して出せるように取り計らうからということで、今学術会議の方と連絡中でございますので、でき次第資料として御提出申し上げます。こころをございまして、御承知の通り職業・家庭科から充

足したわけでございます。終戦後の新しい教科として生まれたわけでございます。その中では農工、商、水産、家庭、一通りやって、それから適性を見出して、こういふことでございす。なかなか教員養成の面から申しまして、そういう万能的教員は養成しにくいわけですね。また学習の効果から見ましても、これは一通りつまみ食いするといふような行き方は必ずしも適切でないといふことで、昭和三十一年度に入工を中心として農と商を入れて再編成をいたしましたわけでございます。しかしそれでもなお不徹底だといふ批判が大きいので、教員養成の面から、また子供の学習の面から考えて適切で、今回の教育課程の改正におきましては、できるだけ従来の図画工作の中の工作部面をこれに取り入れ、そうしたわけでございます。その工作をする

て流れている教育のあり方というものについてどういふような体系づけをしておられるか、その点について特に中学校と高等学校、これは新しい教育課程の改正がなされておるわけですから、それらの問題について科学技術教育の上からどういふような考え方をお持ちなのか、御説明を願ひたい。

○内閣府委員 中学校の技術・家庭科の前身になる小学校では家庭科、それから図画工作、こういうものに現われておるわけでございます。御承知の通り技術・家庭科では物事を生産し、創造するところの喜びを味わわせたという点が中心になっておるわけでございます。中学校の技術・家庭科は、御承知の通り職業・家庭科から充

足したわけでございます。終戦後の新しい教科として生まれたわけでございます。その中では農工、商、水産、家庭、一通りやって、それから適性を見出して、こういふことでございす。なかなか教員養成の面から申しまして、そういう万能的教員は養成しにくいわけですね。また学習の効果から見ましても、これは一通りつまみ食いするといふような行き方は必ずしも適切でないといふことで、昭和三十一年度に入工を中心として農と商を入れて再編成をいたしましたわけでございます。しかしそれでもなお不徹底だといふ批判が大きいので、教員養成の面から、また子供の学習の面から考えて適切で、今回の教育課程の改正におきましては、できるだけ従来の図画工作の中の工作部面をこれに取り入れ、そうしたわけでございます。その工作をする

場合に木工、金工あるいは電気機械等の中心になるのは製図でございます。で、製図に木工、金工、電気、機械、これは専門的な技術者の養成というわけではなくて、あくまでもこれは国民教育の教養の一環として行なうのでございまして、今日家庭におきましても相当電氣化され、機械化されておりますので、これが進歩しようとしてまいとひとしく学ぶべきものだろう、こういう点に主眼が置かれておるわけでございます。ですから非常に高度な工業学校のようなものをねらっているわけでもないし、そうかといって単なる職工のようなものじゃなくて、いわば工作の現代版ともいべきものでございまして、社会生活においてあるいは家庭生活において技術が進歩しておりますので、そういう社会に対応できるように不安のない国民を作っていきたい。それから同時に先ほど申しましたように、他の教科では物事を理解するわけですが、ここでは実際に物事を生産し、創造するといふ点に重点を置いたわけでございます。これを高等学校まで延ばさなかつたゆえんのものは、義務教育の最終段階として、そういう国民的な教養を積んでおく。高等学校になりますと相当分化して参りますので、工業学校あるいは農業学校、水産等のそういう専門的な技術の方に進むわけでございます。それから、そうでない普通課程のものは、これから文科系のものに進むなり理科系のものに進むなり、それぞれ文科的なものあるいは理科的な専門的な教養を積んでいく、こういう点に主眼が置かれておりますので、高等学校におきましてはそれをさらに同じようなものをやっている

くという形をとらなかつた、むしろ高等学校は国民教育としての最終段階でございますから、そういう趣旨から分化した方がいいというので、それが職業、家庭のように農、工、水産というふうに分化した参ります。また普通課程の場合にはそういうことは一応国民常識として十分養育ができておりますので、むしろ先ほど申しましたように文科系のもの、理科系のものを伸ばしていく、そして将来の大学教育の基礎をたらしめる、こういうような配慮がなされているわけでございます。

○村山委員 高等学校の目的は中学校におけるところの教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする、こういうことになっておるわけですか。そうして技術科というものが科学技術の時代に即応して生まれてきた。この技術科が生まれたことは私は正しいと思う。高等学校は中学校の教育を基礎にして、その上に完成教育としての姿を後期中等学校教育のあり方から打ち出している、当然一貫したものがないければならぬと思うのです。ところが高等学校においては、普通科の場合にはそれが全然ない。そして今おっしゃるように普通科の場合には理科が必須になっておる。理数科の強化ということにおいてこれをカバーしていかうとされておるわけですか。そういう場合に高等学校の教育課程では理科の中の物理、科学、生物、地学、これだけが必須になった、そういうようなものが当然修得されなければ、今後の中等教育を完成した人間像は創造することができない、こういうようなことでお作りになったものだ。ところが今回設けられ

るところの高等専門学校は理科は物理と化学というような職業高校並みの選択制の形のものと考えられるというところに、教育内容的に問題があるということを言ったわけですが、その点から普通高校におけるところの教育課程の内容が——これは今度の職業高校も含めてですが、改訂になっておるわけですが、その中であなた方が一番強く言われているのは科学技術教育を重視していくのだということですが、そのような立場からなぜそういう高等専門学校の教育内容というものが生まれてきたのか、あなたは初中局長として、この問題についての五年間のうち三年間は初中局で当然取り扱うような内容のものを私は含んでいると思うがゆえにお尋ねするわけですが、それらの内容についての打ち合わせというものは大学局とどのような形で話し合いをされておるのかお尋ねをしたい。

○内藤政府委員 この大学局の出された案については私も詳細にまだ承知いたしておりません。一応の試案でございますので、今後十分実施にあたりましては、その間の調整をはかつて参りたいと思っております。

○村山委員 こういうような制度として出される以上は、教育の内容というもののについてどういうようなものを作りますか。それについて、初中局なり大学局が十分打ち合わせをした上でそういうようなものをお出しにならなければ、教育の方向というものが内容によつて、——私は制度の上においても大きな問題があると思ひますが、特に内容のあり方によつてその所期の目的が完全に違ってくるわけですか。先ほどあな

たがおいでにならないときにちよつと申し上げましたが、所得倍増計画を作る際の科学技術者のあり方というものをめぐって、こういうような内容のものであれば、——われわれは複線型には賛成だけれども、これは科学技術者にはなり得ない、こういうような意見を言われる人が、その倍増計画の作成をなさつた教育訓練小委員会なり科学技術訓練小委員会のメンバーの学者の中にもたくさんおいでになる、こういうようなことを私申し上げたのですが、これは一応大学局の試案なんですか。

○天城政府委員 この前の委員会でも私御説明申し上げましたように、大学局だけで考えております試案でございます。もちろん最終決定の段階に至りますまでは関係の局が専門の担当者として十分打ち合わせてやるつもりでございます。現在のところは、ただいま申し上げましたように大学局の試案でございます。

○村山委員 さつき教育の袋小路の問題で内容的に問いただして参つたのですが、これを今度は制度の上からお尋ねをいたします。中学校を卒業いたしました、前期三カ年課程、後期二カ年課程というふうなふうに分類をされるのかどうか、そこはわかりませんが、前期三カ年課程を終了いたしました者は、その三年終了をもって普通の大学なりあるいは短期大学にかり得る道が残されておるわけですか。卒業してから大学の三年生に編入試験を受ける資格は与えられても、その途中で家庭の事情なりいろいろな事情によつてかわる場合、入つていける可能性というものが考えられているのか、その点について承りたい。

○天城政府委員 制度的には大学の入学資格が高等学校卒業者でございますが、同時に十二年のスクーリングを終了した者ということも一つの条件になつておりますので、そこで六・三・ブラス三年、つまり十二年の教育を終了しておりますれば資格はあるわけでございます。なおこの制度では必ずしも前期、後期という形をとっておりませんので、今のお話しの通り、前期という概念で前期が終わつたという事には該当しないかもしれませんが、要するに十二年のスクーリングというところが条件になつておりますので、その道は一応あるわけでございます。

○村山委員 そういたしますと、少なくとも職業高校並みの前期三カ年の間に単位を取得するように配慮されているのですか。それともそういうようなことは全然考えないで、五カ年間を一貫した中堅技術者の養成というところでお考えになつておるのだから、そういうような単位の修得とか何とかいうようなことは、これは例外中の例外だといふ考え方に立ちなつておるのですか、その点はどうか。

○天城政府委員 これは先ほど申し上げましたように、前期、後期という考え方をとっておりませんが、五年間を通じて一応必要な学科目の学年配分を考えておりますので、前期三年が高等学校と同じ段階で完成するといふような考え方はとっておりませんわけでございます。もともと五年制の学校でございますので、御指摘のように中途で他の学校に転ずる者はもちろんやはり例外といふことにならうかと思うのでございます。

○村山委員 そういたしますと、これ

はれるのが当然の道だと、こういうよりなふりにお考えになるのは、これは内容的にはおっしゃることはわからぬでもないわけですが、しかしながら教育の機会均等という立場からはこの固執は論議されない。こういうようなものが必要として必要なんだ、だから系として作りたいのだというのであれば、それは一応そういうような理屈は成り立つと思う。ところが、(おとといの参考人もそう言ったじゃないか)と呼ぶ者あり)それもあるけれども、今大臣がおっしゃるのはそういうよりなことじゃないんだ。私は言いわけにならない理由をここに出しておられるようにどうしても考えるわけです。

前に中堅技術者ということで話が出たわけですが、この前の専科大学をめぐるりますときの公聴会の中で、目録連の理事をしておいでになった児玉寛一氏がその専科大学の法律案に賛成をされたときに、いわゆる工業高校の卒業生と工業大学の卒業生の中間がないのだ、その中間に位する技術者がいないのだから、そういうようなものが必要だとしても必要だ、経営の上からこの学校教育というものを考えたときには、当然ピラミッド型のものがなければならぬし、ピラミッド型の方が人事管理がしやすいのだ、こういうようなことで、いわゆる専科大学を設けて五年間みっちりその道を学ぶというところが、旧制専門学校以上の実力を得るし、また業界ではそういうような人材を望んでいるのだというように、そのときの公述人として賛成をされたわけです。今回文部省で、そういう中堅技

術者として社会に出ている、これは一万六千名の科学技術者の養成計画にはないけれども、全体で不足を補う十万人の科学技術者の養成に入るべきものだ、こういうような御説明が大臣からあったわけですね。それと、その卒業程度を、今後においてどういふ数でどのよう計画されて、所得増計画の中において、さき大学理学部なり工学部を卒業する科学技術者が十分に得られないのに、そういうような一歩程度の低いと考えられる中堅技術者である、こういうような高等専門学校の卒業生を、今後どのように養成をしていく計画をお作りになっているのか。これは非常に重大な問題です。それから、そういうような全体の養成計画というものが科学技術者の養成計画の上において、どういふような地位を占めていくべきか、この点、どのようにお考えになっているのか、明らかにしたいです。

○荒木国務大臣 本来ならば、きちつと工業高等専門学校の養成計画、年次計画等を持つべきだと思つてございす。ですから、実際問題といたしましては、第一教員組織の問題も現実の隘路となつております。工業高校に相当する第一年からスタートして、五年後に完成する、という設置の仕方、ございす。あるいはまた短期大学を便宜置き直すという考え方も理論的にはあり得るわけですが、それが、そういうことを具体的に年次の決定に、きましましては、これを御審議決定いただきまして後のいろいろな諸条件の見通しと相待ちまして、三十七年度以降から具体的にそのめどを立て

たいと思つておるのが実際の今までの経過でございます。従いまして、十万人足りない、それを一万六千人の、大学制度を通じて人材を供給することが一応推計されておりますが、それとて教員組織の充実のめどがつくに従いましては、三十七年度以降、年々一万六千人を一万七千人にも一万八千人にも、できるならばしたいということ、十万人の不足を補うこと、この高等専門学校の充実によりまして、それにプラス・アルファの人材の供給をすること、さらに現実には足りない、あつたから、各職場においてのいわば現職教育的なことをやりまして不足を補うという、もう一つの事柄を今後の検討にゆだねるというところが、そもそもの科学技術会議の答申の際から考慮すべき事柄として残つておつたわけでございます。具体的な年次計画を今申し上げ得ないことは遺憾ではあります。が、経過的に申し上げますと、私どもの側で考へております考え方は以上のごとくでございます。

○村山委員 本法律案がきまり、いよいよ三十七年度から実施するということになって、現在の中卒卒業生の中から五年間養成して参りますと、昭和四十二年に初めて卒業生が出てくる、こういうことになって参ります。それを、現在の国立の短大を切りかえまして、途中からそういうような者を養成する、こういうようなことになりまして、もっと早く出てくる可能性もあるわけですが、現在考へられてゐるものとしては、そういうような方法より、五年間の正規の新しい構想によるものがその中軸になるべきであつて、そういうような現在の教育体系を途中から変えていくという考え方が

中軸になるべきでないと思ふ。それは経過的にどういふふうにお考えになつてゐるのか。その点がまだ明確になされておきませんので、それを大臣からお答えを願ひます。

○荒木国務大臣 その点はただいま申し上げました通り、現在あります国立の短期大学、これは昼間のものもあり、夜間のものもあり、その特殊性に立脚いたしまして、職場に現に働いてゐる人々に対する短期大学の使命として本来継続されていくべきものと思ひます。昼間の短期大学については、そのままでいくかあるいは途中で切りかえるか、一応対象になり得ると思ひます。が、そういうことも含めまして、まだ政府側としてきまつた考え方はございせん。いずれ予算案を添へまして、三十七年度以降の問題としてその際御検討願ひ、そのときまでには、でき得るならば年次計画的なものも、一応の推定ではございまして作りたいと思つておる段階でございます。

○村山委員 そういたしますと、この制度が法律的に認められてきて、いよいよ昭和四十二年から動き出して参りますと、日本の大学制度あるいは教育制度の上において、その考え方、その予算のつき方、そういうようなものによつては大きな変化があるといふふうにも考へられるし、しばらくの間はそういうようなものは出さないで、五年間の制度というもので初めから五年を見通して、昭和四十二年に初めて出てくるような形のものとして考へられるような方向も一面においてある。そういうふうになりますと、その間

の幅が為政者の手によつて非常に大きく変化をして参る、これはさじがけんによつて日本の大学制度なり日本の教育制度が大きな変化を来して参るというところに結果的に参ると思ふのです。そのような方向は、日本の教育制度というものを基本的に破壊する可能性が出てくるのではないかと心配をする点が生まれてくるわけですね。

○荒木国務大臣 ただいま御指摘の意旨は、この高等専門学校の制度によりまして、六・三・三・四の従来の、いわゆる単線型と称せられる学校制度そのものに影響を与えようとするものでは全然ございせん。新たに五年制の一貫した高等専門学校の制度を付加しようというわけではございせん。従来の大学制度に、また現在あります短期大学はそれ自体独自の存在価値が社会的にも認められ、特に私学系統におきましても、その基礎の牢固たるものが築かれて今日までできております。かつては専科大学の問題が考へられまして、短期大学が必然的に移行していくが、ごとき構想であつたと聞きましたけれども、この御審議願ひしております高等専門学校の学校組織は、そういうことは全然考へておりません。短期大学はあくまでも短期大学としての独自の存在価値があり、続けたいべきものという前提に立っております。ただ一般に大学制度全般にわたりますと、中教審で審議中でございすから、その答申がどういふ線が出てくるかは、わらん予測し得ませんけれども、それに

かわらず、短期大学というものは独自の存在価値ありと私は考へます。従つてそういう前提に立ちます限り、御説のようによつて現在の学校組織制度、あるいは六・三・三・四を中心とする現行の学校組織に影響をもちますもの、またその意味において社会に不安定な気持を与えるものとは全然考へておりません。

○村山委員 それでは、はっきり確認をいたしたいのですが、これは工業関係の専門高等学校でございす。従いまして、一貫した学校の教育体系、五年間の教育体系という点から考へていけば、この最初の卒業生というものは昭和四十二年にならなければ出ないのだ、そういうような意味からは、短大を切りかえてへん、これは格好に持つていくようなものではないのだ、こういうふうなふうに考へて差しつかえないですか。

○荒木国務大臣 この制度の建前として、もちろん御指摘のような考え方で実行するのが本則だと心得ております。○村山委員 そういたしますと、大臣が言われる教育の機会均等という点から考へて、伝えられるところによりまして、今度現在ある国立の五つの短期大学、ことし新設される三つの短期大学を切りかえてやつていくというのは本則でなくて、新たにこういうような一貫したところの教育というものを打ち立てるために、教育の機会均等の増大の点から考へても、新たな学校を作つていくんだ、こういうふうに考へて差しつかえないわけですか。

○荒木国務大臣 その通りでございす。おっしゃるようなことで、建前と

して、運営して参りたいと思います。
○村山委員 その建前というものが問題であつて、やはりそういうような原則ではなくて、それをはつきりとしておかなければ、教育の機会均等は、それだけ機会がふえないわけですから、大臣、その点をもっと明確に答弁できませんか。

○荒木国務大臣 本則は今申し上げた通りでありまして、現在あります短期大学を便宜これに移行させた方がむしろ妥当であるというものがもしあるとするならば、その道が全然閉ざされておるわけではないという意味において申し上げておるのであります。本則はあくまでも高等学校、工業高校第一学年に相当する者からスタートして、五年後に卒業生が出るという制度を打ち立てることを目標にいたしております。

○村山委員 教育内容の点については、先ほど官房長から、後に資料を出していただくということでございまして、私の質疑は一応このあたりで中止させていただきます。午後また資料が出て参りましたときに許可をしていただくように、委員長に要望して終わりたいと思います。

○濱野委員長 食事の時間でもございますから、午後二時まで休憩いたします。二時から質疑を継続いたします。午後五時五十分休憩

午後二時四十三分開議
○濱野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。村山喜一君。
○村山委員 今回の高等学校の教育課

程の改正につきまして、職業教育を主とするところの高等学校におきましては、職業に関連する教科科目の最低単位数を、従来の三十単位から三十五単位、事情の許す場合には四十単位以上とすることが望ましい、こういうことになっていくわけでございます。この職業に関する教科科目の増大ということになって参りますと、必然的に一般教科科目が縮減していくという方向に相なつてくるかと思つたのですが、これは現在の高等学校の普通教育並びに職業教育というその分野の問題に關係いたしまして、はつきりとした一つのコース制といふべきか、そういうものが規定づけられていくことになるし、はたしてそういうような職業に関する学料なりあるいは科目が増大をすることが、今日のこの急激な、技術テンポの非常に早い技術革新の時代にあつて、今後を背負つて立つ中堅技術者の養成になるかどうかという問題について、非常に危惧をされておる。というのは、第一線の生産現場にありまして指導者の人たちに言わせると、工業高校の卒業生なりあるいは職業課程の卒業生は、学校においても基礎的なものを勉強してきてもらいたい、実社会に出てから、そういうような技術的な応用の能力というものは、その職場に就いて訓練をする機会があるのだから、もっと基礎的なものを学習をしてこいという声がある、これは第一線の現場の指導者の人たちに非常に強いわけなんです。それから、高等学校の校長協会、特に工業学校の校長協会あたりの意見としても、もっと普通学科に重点を注いで、基礎学力というものを身につけていくべきだ、こういうふうなこ

とが言われておる。そういうような点からしますと、今回出されましたところのこの高等学校の教育課程、特に職業課程の場合の職業に関するところの教科科目の履修の単位が引き上げられたということは、学校の教育体系というものをますます教育の機会均等の線から除いてしまつて、職業学校はもう必ず職業のコースにつかなければならぬ、大学に進学する者は普通高校に行かなければもう絶対だめだ、こういうような形のものにこれが制度として強化されていく方向に來ているし、また一つの考え方から言ふならば、これは徒弟的な教育の制度を考へておるのではないか、こういうふうなことが言われているわけなんです。今回の高等学校の教育課程の内容を見てみましても、非常に強化されているものはこの専門教科です。そういうふうな点から、まあ来年設けられて、昭和四十二年に新しい卒業生が出たときに、当分の間、もちろん五年、十年の間は、時代の要請にこたへるような技術者としておることはできるけれども、しかし長い将来にわたつて、二十年の先の先を考えた場合には、そういうふうないわゆる科学技術者の範疇に入り得ないのじゃないか、こういうふうな意見があるわけなんです。そのようなことから、この高等専門学校の課程、高等学校の課程といふ短期大学の課程と合せて考へられておりますので、高等学校の教育課程というものがやはりこの高等専門学校の教育課程と無關係にあり得るべきものではない。そういうふうな意味において、高等学校の教育課程についてどういふような見地から今回の改訂はなされておるのか。そして、

職業教育課程のその職業に関する学料なり科目というものを増加をさせてきたのはこういうふうな理由によるという、その理由を説明を願ひたい。

○内藤政府委員 今回の教育課程の改正にあたりまして、ただいま村山委員から御指摘になりましたように、一般教養を重視するという基本線は、これは今回の改訂におきましても変えていないのでございまして、むしろこれを強化をしておるのでございます。それは事実上単位数から申しますと、従来は職業課程におきましては、普通教育の關係のものが三十九単位でございまして、これを今回の改訂にあたりましては、四十四単位に必須をふやしておるような事情でございまして、そういう点で、今御指摘の通り、一般的な基礎的な教養をしっかりと積んでいくという基本線は貫かれて、さらに強化されているわけでございます。ただ、今回の教育課程を見まして、従来あまりに悪平等になり過ぎておつたところもあろうと思つたので、そういう点をもっと進路なり特性なり能力に應じた幅を持たせたいということ、普通課程の中でも将来進学を主とするようなコースと、就職するような者のコース、あるいは農工商の職業課程に従事する者、それはそれなりに目的を明確にしたわけでありまして、その目的を明確にいたしました。同じ単線型の中でも十分社会の必要に應じ切れないうわけでありまして、将来進学の問題につきましては、これは入学試験制度の改善に待たなければなりません、たとえば農工商の職業課程を出た者の進学の道が閉ざされてはならぬと思つた。この場合に工業を出た者が工業關係の大学に、農業

を出た者が農業關係の大学に行けるような道を開くように今検討しているものでございます。進学の問題と教育課程の問題を一緒にしてあまりに悪平等に過ぎることは、これは教育の趣旨を乱るものではないか、こう思つたのでございまして。

○村山委員 悪平等という考え方、それだけの適性に應ずるところの教育コース制を強化した、こういうふうなことを言われているわけでございますが、私たちが今回の教育課程の改正の内容を見てみますと、増加単位というものを認めた。それによつて今までより単位数が増つたと大きくとれるような形になつてくる。だから進学コースに向かう者と、それから就職コースに向かう組との間には、また教科の中においてA、Bというコース制がはつきりしておる。ところがそのAなるものとBなるものの内容を今度検討してみますと、教科の中においては非常に問題点があるということが言われております。それらの内容について、私もいろいろ調べてみたのですが、それを逐一申し上げるわけにも参りませんけれども、今おっしゃつた教育の機会均等という立場から考えた場合のいわゆるコース制といふものは、教育の機会均等にははたはたしてはならない。ところが悪平等である、こういうふうなことを言われるのですが、いわゆる選択制といふものの余地を残しておくというところになつていかなければ、各個人の個性に應ずるような、あるいは能力に應じた教育というものができない。だから今日の高等学校教育といふものは、そういうふうなものがわずかながら残つておつた。ところが今

度改訂されたところの教育課程の方向では、上の方から押しつけられるものはあつたとしても、高等学校のいわゆる教育の理想というものは一体どこにあるのかというのを探してみると、これはどこにもないのです。その点はどういふふうになっておりますか。

○内藤政府委員 選択性を認めることも一つの方法かと思ひますけれども、むしろ高等学校は国民教育としての最終段階でございますので、国民として必要な教養は身につけなければならぬ、こういう趣旨から必須科目を強化したわけでございます。従来選択制の当時、大学の工学部を受けるのに物理、化学を受けなくて生物だけで大学へ入れた。これでは大学は受け入れかねるというのが大学側の御意見なのです。そういう趣旨から、できるだけ国民教養として、必要な教科は社会科にいたしましても、あるいは理数科にいたしましても、必須を強化した、こういう趣旨でございます。また学校運営から見ましても、子供たちの好きなのものを勝手にやらせるということだけでは教育を伸ばすゆえんではなからう、こういうふうになるわけでありまして、

○村山委員 その考え方もわかる点があるのですが、ただ問題は、普通高校においては、今、基礎学力を伸ばし、科学技術の振興の立場から、先ほど来論議して参りましたように、理科の場合には物理、化学、生物、地学を必須制にした、これは私は非常にいいことだと思ふのです。ところが、職業課程の学校にあっては、物理と化学、こういうような二教科だけ学ばねば、あと生物なり地学なりは学ばねば、よろしい、こういうような方向がとられてお

るわけですね。そういたしますと、はたして今日の技術革新の時代にあつて、そういうような物理なり化学だけで、科学技術に対する基礎的な能力が得られるであらうか。これはやはり片寄つた人間教育になりかねないのではないかと、このことをわれわれは考えるわけですね。そういうような点から自然科学の、いわゆる科学教育というものはどうあるべきかということ、職業課程の高等学校であつても、単位は少なくとも、生物なり地学なりを一般的な方法の一つの単位としてとらせるような方法がなされなければ、普通課程の高等学校と職業課程の高等学校の間に差をつけていくというふうな格好にもなるし、また職業課程の学校の卒業生が現場に出てから、生物学の点などについてほとんど知らないかと思ひます。これは困るのではないかと思ひます。この

ういふような点を懸念しておるわけですが、その点について普通課程と職業課程の間にそのような差を設けられた、そうしてその差を設けられたことが、今日の高等専門学校の中において、生物、地学についてはとらなくてもよろしい、こういうことになつておる。だから生物、地学なりについては全然素養がない者が、科学技術者の一員になり得るかという問題が出てくると思うのですが、その点を明らかにしたい。

○内藤政府委員 職業課程の場合でも生物、地学をやつた方がいいと思ひますけれども、結局限られた時間内でどういふふうな能力をあげていくかという問題にならうと思ひます。それで生物の知識は国民として必要なことは当然であります。小学校、中学校の段階

において、十分これは資質をつちかひようになつたわけでございます。特に中学校の理科を改善いたしまして、物理、化学的な面と、生物、地学の面の二つの面に分けて、中学校の段階で国民教育としての生物教育は一応終りを告げる。そこで高等学校は、結局六年の課程を、前期三年と後期三年の六年を一貫して考えてみますと、後期の方に行つた場合には、将来大学に行くような者は、普通課程としては御指摘のように生物も地学も必要でございますけれども、工業に行く場合には、その時間をさきまして、高等関係の専門教科の時間が減つてしまふわけなんです。そのことはいかかと思ひ

わけでありまして。たとえば農業に行く場合には、生物をやらなければ当然困りますので、生物や地学が必要になつて参るかと思ひますが、工業の場合に、どちらを欠き得るかといえれば、物理、化学の方は欠くことができない。しかし、生物、地学の方は中学校で学んだ段階でとめておく。そうしない、専門教科の、いわゆる工業の電気や機械等の知識、あるいは技術の修得ができない。この専門教科の知識や技術もおつしやるように非常に高度なものではなく、基礎的、原理的なもので終わつておるような実情でございます。全体のバランスを考えますと、時間さえあればやつた方がいいのですけれども、やることはかえつて工業教育の前進上困るという欠陥が出ておつたわけでございます。(明瞭と呼ぶ者あり)

○村山委員 きわめて明瞭という意見もありますけれども、それはやむを得ないとして、そういうようなことを

今、内藤局長は言われているんであつて、当然の姿としてはそういうふうな生物なり、地学なりというものは学ばしめなければならぬんだ。だけれども、時間の関係なり、単位の修得の問題からそれができないんだというところである。だけれども、問題は、今日のいわゆる自然科学の分野というものが、物質の原子論的な構造を明らかにしただけではなくて、やはり原子を作用するところの素粒子の諸性質を明らかにしていく段階に発展をさせていくと思ひます。そういういたしますと、生物の科学の中においても、そのような点から、いわゆる生命の秘密というものの存在がどういふふうなものであるのかというところを明らかにしていく段階が当然研究され、考究されていかなければならぬ段階だと思ひます。そういうような意味で、従来植物とかんとかいふような、われわれが昔習つてきたところの生物学の範疇というものが、今日の自然科学の領域において、物理なりあるいは化学というふうな領域との間の溝が狭まつてきたと同時に、細分化されていく方向にあるというところは、これはいふまでもない事実だろつと思ひます。そういうような点から考へたときに、やはり科学技術者といふものは、そのような生物学の実態といふものについても知らなければならぬ、少なくともそういふふうな一般的な問題について、さらに発展をしていくことができないような素地を教育によつて得なければならぬ。そういうような意味においては、普通高校の場合のように、よけいに単位をとることではできなくとも、少しでもいいから幅広く基礎的なものを学ばしていく

というものが高等学校教育のあり方としては正しいんじゃないか、こういうふうに私はやはり考えるわけです。しかし、その考え方に對して、やむを得ないんだということであれば、これは議論にもなりませんので、ほかの立場からお尋ねをしてみます。

○内藤政府委員 先ほど来申しましたように、高等学校が国民教育としての最終段階でございますから、また技術革新に對処するためにも、ある程度の普通課程の必要なことは、私も十分認めておるのであります。標準単位百十一のうち、普通課程、一般教養科目が五十七単位、専門科目五十一でございます。従つてこの中で、どれもみんな国民教養として必要なものでございまして、必修を強化したわけであつて、選択の余地はほとんどないというのが実情でございます。

○村山委員 だから私は問題にしてゐるわけなんです。標準の単位が百十一

というものが高等学校教育のあり方としては正しいんじゃないか、こういうふうに私はやはり考えるわけです。しかし、その考え方に對して、やむを得ないんだということであれば、これは議論にもなりませんので、ほかの立場からお尋ねをしてみます。

○内藤政府委員 先ほど来申しましたように、高等学校が国民教育としての最終段階でございますから、また技術革新に對処するためにも、ある程度の普通課程の必要なことは、私も十分認めておるのであります。標準単位百十一のうち、普通課程、一般教養科目が五十七単位、専門科目五十一でございます。従つてこの中で、どれもみんな国民教養として必要なものでございまして、必修を強化したわけであつて、選択の余地はほとんどないというのが実情でございます。

単位で、一般教科は五十七単位で、専門科目は五十一単位だ。この五十一単位という数字は、従来は三十単位以上ということになっておったわけですね。ところが、だんだん現場実習とか何とかいうことで、この新しい教育課程では三十五単位以上となつていゝ。ところが四十単位以上が望ましい、こうしている。その標準というものが示されたのは五十一単位、そういうふうなふうに、技能的な訓練が非常に集中的に行なわれていく。ところが、実際社会に出たときには、役に立つかという、すぐには役に立たないので、やはりそれぞれの現場に適応したものがそこで先輩なり現場の責任者によって訓練をされて一人前になっていくわけですね。だからその現場の人たちが、もつと基礎的なものを修得してこい、ということになりますと、科学技術者の中堅技術者として出ていく、それにはやはり一般教科の内容を重視していかなければならないという意味からいへば、この五十七単位というのはいくらもふえなければならぬ。そうして専門科目はもつと、その文部省の教育課程の標準に示すように、四十単位なり三十五単位あればよろしいのだから、そういうような線に収めて、この人文社会なり自然科学というものをもつと学習をさせていくようなふうにあなた方指導されるべきじゃないですか、その点はどうですか。

○内藤政府委員 従前の規定に、必修単位が、たとえば普通教育で三十八単位、あるいは専門教育で三十五単位とかいうきめ方をいたしておりますのは、選択の幅を認めたからでございます。今回の百十一の中で、普通科目が五十七、専門科目五十一としましたのは、これは現場の実態を見まして、大体この程度が標準になっておりますので、その数をとったわけでございます。一般教養科目をふやせば、何か特定の現場の必要に応じ得るのだというお考えも私はいかかと思ふ。一般教養から、これは科学技術の基礎になりますから、これもしつかりやる。同時に、工業学校でございますので、電気や機械に対する基礎的な知識なりあるいは技術というものは、これは当然知らなければ役に立たないと思ふのです。そういう点を考えてみますと、決して私どもはこの専門科目の時間で現場にすぐ役に立つとは考えておりませんが、これで、基礎的な教養は十分できておりますから、応用するところの能力がえつちかかっておけば、あとは現場で色あがができるだろう、しかしこれは、五十一単位はもつとふやさなければ現場の需要には応じかねるかもしれないが、先ほど申しましたように、基礎的な、原理的なものに十分精選してやつてもなおかつ五十一以上が要するというのが実情でございます。

○村山委員 だからそこに私は学校教育制度の問題が出てくると思ふ。といひますのは、従来職業高校、特に工業学校の校長先生方が話をしておりましたように、職業高校は、従来の普通高校の場合と違って、四年制度にすべきじゃないか、そうして普通高校と変わりのないところの一般的な教育を受けて、かつなおそういつたような技術的な専門科目を修得をしていくような形というものが考えられるべきではないか、こういうような意見もございまして、そういうような問題は、これは私の個人意見になりますが、四年制度の職業高等学校の問題、そうして普通高校の生徒と変わらないだけの質を得ながら、しかも職業の素養も身につける、技術も身につける、こういうような形のものはいわゆる学校制度の上において考えられないかどうか、そういうような点はどういふふうにお考えになつておられるのかということをお尋ねをしたい。

○内藤政府委員 中学校の段階で大体国民教養として必要な科目は一応修得いたしておるわけでございます。そういう点から考えますと、高等学校は、広い意味で国民教育の最終段階でございますので、国民教養として必要なものを問わずやる。しかし将来大学に進むような者あるいは高級の科学技術者になるような者と中級技術者になるような者とではおのずからその教科の性質が違つてくるものかと思ふ。そういう点から実は職業課程を強化いたしたわけでございます。現場で特に四十四万人も工業技術者が必要でございますので、その現場の社会から要請されるような教育も必要であらう、そういう点で一般国民教養としての点と専門教育としての点をいかに調和するかということが非常にむずかしい問題でございますが、先ほど申しましたように、中学校三年、高等学校三年、六年の中で一貫した教育を施しておりますので、これで大体国民教養としても、また専門の技術者としても間に合ふように配慮されておるわけでございます。

○村山委員 私質問をしたことについて、内藤局長はわざとか知らないけれども、答弁をばぐらかしておる。私が尋ねたのは、そういうような教育の機会均等という立場から考えた場合は、やはりそのような制度の考え方というものが出てこなければ、ただ工業学校に入つた者はそれで学校は終わりなんだ、普通高校に入つた者は大学に行くのだ、こういうような位置づけばかりを考えておることは教育の機会均等の上からおかしいんじゃないか。そして今一般的教養については中学校教育の中においてやつてきたのだからとおっしゃるけれども、この高等学校の設置目的を見れば、これは「心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする」だから高等學校に進むことによって高等普通教育が完成される、こういうふうなものであつて、そういうような意味から、いわゆるもつと昔の時代の卒業生と今後におけるところの高等學校の卒業生は、この新しい時代の進展が非常に急テンポな時代においては、やはりそこにもつと考え方を違わせなければならぬかというところなんです。その四年制度の問題についてお答えになっていない。お答え願ひたい。

○内藤政府委員 現行は六・三・三・四の制度でございます。今、村山委員のおっしゃつたように六・三・四という制度がいかがかという問題については、これは別個の問題だと思ふのであります。私も六・三・三・四の制度の中で最も効率的な運用をしなればならぬと思ふ。今日西欧諸国は御承知の通り複線型をとつておるわけでありまして、アメリカのように六・三・三・四なり八・四・四という単線型をとつておるところでも、中等教育の段階におきましては非常にコース制を明確にしておるわけでありまして、ですから同じような教育をしていないのである者、文科あるいは理科に進む者、あるいは職業教育に進む者、それぞれ適切な教育課程を組んでおるわけですから、私もこの単線型の中でできるだけ将来の進路なり特質なり能力を生かすような方向で考えるべきではなからうか、こう思ふわけでございます。

○村山委員 それではこれはこの高等の問題もそういうふうにお考えになるべきなんです。私はこの高等専門學校というものは、今私が申し上げましたよりもまだ悪いと思ふ。というのは六・三・五というふうな制度をとつておる。それは中堅技術者の養成ということになつておるけれども、工業高等學校の教育課程の目標の中には、明らかに中堅技術者の養成というところになっておる。だから、同じ中堅技術者を養成するのであれば、これをやはり私が申し上げたような角度から考えるべきではないか。それが最も現実的に即し、しかもそういうような四年制度の職業高等學校を終わつて大学に入る能力なりあるいは環境に立つた場合には、一般的な教養も普通高校と同じようにやるわけですから、進学についても質の上においても保証がされる、こういうような形において考えた方が、日本の六・三・三・四の新しい教育制度を守り抜いていく上からは正しい姿ではないか、こういうような考え方をもちて質問をしたわけなんです。それに対する答弁は要りません。

これは官房長に説明を願ひわけです。

か、先ほど資料を請求いたしました。その資料がわれわれの方に渡されましたので、その資料について官房長から御説明を願います。

○天城政府委員 午前中の御質問に口頭でお返事申し上げました点につきまして、あらためて高等専門学校、それから高等学校、短期大学につきまして、教育課程の比較表をお手元に差し上げたわけでございます。午前中の説明と重複する点が若干ございますけれども、一応比較が便利なように一年間の授業日数を三十五週、二百十日というのを原則として、短大につきましてはこの表の二枚目の注の2にございまして、短期大学設置基準に示す単位数をそれぞれ講義とか実験実習、演習に分けて時間数に換算いたして比較したわけでございます。

〔委員長退席、中村（庸）委員長代理着席〕

なおここで人文・社会、自然、保健体育、芸術、外国語、これを一応一般科目といたしまして、その合計を高等専門学校では八十一、高等学校につきましては、比較がはつきりいたしますので工業と普通を出したわけでございますが、工業では五十七、普通高校で九十、短大では十、一般科目についてはそういう基準になるわけでございまして、専門科目は、高等専門学校では百八、工業では五十一、短期大学では二十四、合計はそれぞれこの表の計欄に書いてあるような形になろうかと思うのでございます。それからこの注の1、2は、先ほど申し上げた換算の方法を規定したわけでございますが、注の3で毎週の授業時数それから総授業時数について、高等専門学校、今提案

しております高等専門学校と工業高等専門学校と普通高等専門学校それから短期大学、昔の旧制の修業年限三年の専門学校とを比較してみたいわけでございまして、毎週の授業時数において、高等専門学校におきましては、二年の低学年において三十六、三、四、五年で三十九時間、こういうふうに一応割り振りました。工業高校以下それぞれ比較表を出したのが、この注の3でございまして、総授業時数におきまして、高等専門学校で六千六百十五、工業高校で、ミスがあるかもしれませんが、三千八百八十五でございまして、以下に掲げておる数字でございまして、4につきましては、高等専門学校一般教科については人文・社会の科目も一通り履修することになりますので、決して片寄ったものではないというところを時間数の上からも説明いたしておるわけであります。5は、専門科目につきましては表に見られますようにかなり強化して参りました。その内容はもちろんです。それによって参ります。しかし実験、実習について申しますれば、たとえば機械学科では四十八毎週授業時間、化学工学科では五十一毎週授業時間というふうに相当な時間を実験、実習にかけているというところを注として出したわけであります。簡単に申しますが、一応資料の御説明を申し上げます。

○村山委員 高等学校の教育というものは全人教育でなければならぬと思ふのですが、内藤局長、その点はどうですか。

○内藤政府委員 御指摘の通りだと思ふます。

○村山委員 そうであればこそ芸術科というものが、新しい教育課程の改正案では普通高校最低二単位、それから職業課程の高等学校にあってはやむを得ない場合には一単位にすることができ、こういうふうになっているようである。だからここには標準的なものとして、工業高校が一単位、普通高校は四単位ということになっているように見えます。普通高校の場合は一科目につき二単位、実業高校の場合は一科目について一単位というところが将来出てくるのじゃないか、そういうふうな考えられるわけですか。それでもわずかに一単位とはいへ、工業高校の場合は単位を二単位に修得するようにして全人教育というものが行なわれるような形ができています。ところが今回考えられている高等専門学校においては、こういう芸術については全然知る必要がない、こういう内容でございまして、従いましていわゆる科学技術教育というものと芸術教育というものととの関係は一体どこにあるのかという点から考えていった場合に、高等専門学校を出た者は科学技術教育を受けるけれども、芸術教育については高等普通教育の段階においてさえも受けるられない、この内容を見てもさういふ形になるわけですか。これは高等学校の新しい教育課程をお作りになった初中局として一言なかるべからずと思ふ。これはまだ今から打ち合わせをされることになったというところですが、こういう案ではたしていいかどうか、その点を内藤局長、どういふふうにお考えになりますか。

○内藤政府委員 芸術教育の大事なことはもとよりでございます。ただ中学校の段階で芸術につきましては音楽、美術とも必修にいたしておりますので、高等学校の段階に参りますと多少趣がかわってくるのではなからうか。ある程度選択ということが当然予想されるわけでございまして、選択でやるという点と、いま一つはクラブ活動があるわけでございまして、ですからクラブ活動でやる、あるいは選択でやるというふうな問題もございまして、今後の研究の課題にすべきものであり、こう思ふわけでございまして。

○村山委員 肝心な点についてはお答えになっていない。高等専門学校教育はクラブ活動というものでやっていくのだということ。ところが今回の教育課程の改訂案を見ても、さういふクラブ活動というものの取り扱いは、あなたの方の作られた指導要領の改訂よりも、やった方が望ましいという程度なんです。そして学校行事に食われて、ホーム・ルームが非常に少なくなってくる、それと同時にクラブ活動というものはもうやってもやらなくてもいいような形になっているのです。そういうふうな中において、いわゆるそれぞれの趣味に依拠してやっていくのだということになっておるのも問題があると思ふのですが、私がお尋ねしているのは、この五カ年間の高等専門学校の間に当然高等学校の三カ年間の課程というものを一応通らなければならぬというところを考えているわけですか。ところが工業高校においてすらも一単位はとにかくとるようにならなければならない、この高等専門学校においてはゼロだということなことを言っているわけですか。これは全人教育

育じゃないじゃないか。はつきり全人教育をすべきだということをおっしゃっている。にもかかわらずゼロだということは、これは片寄った教育が行なわれるのじゃないかということを私は言わなければ。だからその点をお尋ねしているわけです。もう一回答弁を願います。

○内藤政府委員 先ほど申しましたように、選択の科目でもとり得る道が開かれることもあり得るし、高等学校の場合でもクラブ活動がございまして、普通教科の時間以外にも、現実に高等専門学校でクラブ活動をいたしておるわけでございまして。そこで今回の高等専門学校の案の中でも当然クラブ活動はあり得ると思ひます。選択の時間が許されるならば、さういふ点でもとり得る状況ではなからうか、要するに全人教育としてほしいという気持を持つておるわけでございまして。今後高等専門学校の教育課程を最終的に決定するまでに、十分各方面の意見を伺ひまして調整をしてみたいと思ふのでござい

○村山委員 クラブ活動や選択でとるというのは個人的な傾向になるわけですね。私が言うているのは、当然さういふようなものが必要になってくる、必要だからこそ少なくとも高等専門学校においては最低二ないし一はとるよう規定づけられている。これはあなたの方から規定づけられたのです。高等学校教育というものが高等専門学校の中に部分的に三カ年間は入るわけなのだから、それだけは國家基準としてあなたの方がお作りになったのだから、当然高等専門学校というものもさういふ文

部省令で定めるようになっている。だからそういうものは欠くべからざるものとして、少なくとも工業高校並みに一単位はなければおかしいじゃないかというのを言っているのです。それに対してあなたは率直な答弁をされなさい。そして選択やあるいはホーム・ルーム、クラブ活動等においてやればよろしいということをおっしゃる。官房長この点はこの案を見てもみないと、増科単位というところは高専はゼロになつてゐる。私はこれについて選択の余地はないと思う。そうしますと芸術はゼロだということですが、その点はどうかですか。

○天城政府委員 御指摘のように、現在の試案では芸術関係の単位を入れておりませんが、これは先ほども申し上げましたように、一応専門的な基礎と専門の科目というものに重点を置いた現在の試案として一応考えた点でございます。初、中、局長も答弁されましたように、学校全体の中で、あるいはクラブ活動その他でまた補うべきものはいろいろあるかと思うのでございませう。現在のところはそういう意味で基礎と専門の点に重点を置いた試案を考えたというわけでございます。御指摘の点につきましては、最終段階にこのカリキュラム全体を考えますときに、どういふふうにするかという問題で解決するかどうかというところはよく検討してみたい、こう思つております。

いくという教育でなければならぬ、そういうような点からやはり国の方で一つの基準をきめて、高等学校の教育課程というものをお定めになった。ところがその高等学校教育というものを内容に含む高等学校でありながら、そういうふうないわゆる全人的な教育というものが欠ける点があると思はれる、これは非常におかしいものになつてくる。特に科学技術教育を補うものとして非常に関連の深いものが芸術教育であらうと思ふのです。人間のなまものとして科学技術教育を身につけながら、それを修得をして、そうしてそれを発展をさせていく能力というのは、芸術科においても養われなければならぬというところは、大臣もお認めになつていらっしゃると思ふのです。来、そういうような点から、先ほど以来これは一つの試案である、こういうようなことを説明を受けておるわけですが、こういうような片寄った教育ではないようにしていくために、大臣としては、これをさらに検討をさせ、そうして高等学校教育というものと、高等専門学校教育の間における関連性というものを調べるような形に持つていくところの御用意というか、お考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

○荒木国務大臣 論議の焦点となつております課題は、私自身としてはあまりびびんとかない事柄であつたわけですが、質疑応答を通じてその重要性をやや認識できたような気がいたしました。お手元に差し上げております課題にも書いておられますように、あくまでもこれは試案でございまして、現実問題としてはおそらくこの九月から十月ごろに最終的な結論が出る、タ

イミングとしては従来そんな見当かと心得ておりました。文部省内におきましても、各局それぞれ意見はまだ最終的には出尽くしておりません。文部省外の関係の方々にも御高説を聞きながら、最終的な調整をすべきものと心得ておりますので、それまでの間に十分検討させていただきたいと思つております。

○村山委員 大臣の適切な言葉をいただいて満足いたしましたわけでございますが、ただそういうふうな検討をする結果が、私はその立場というものが非常に重大であらうと思ひます。従いまして、先ほど以来内務局長は、初、中、局長の責任者ですが、そういうような立場から、高等学校教育の教育課程について国家の基準性を強められた一人である、そういうような点からいって、今の芸術教育というものが、なお高等学校の教育課程の改正によつて改悪をされたのだ、こういうふうな受け取つていふ向きが多いのです。そういうようなことが、結局標準的には四単位という線が出てくるけれども、二単位になりかねない点があるというところで非常に問題になつてくるというのです。

に問題になつてくるというのです。それが高専専門学校ではゼロになつていくというところは非常に重大な問題だということ、高等専門教育のあり方という問題をめぐつて、もっと明確な立場というものををはつきりと反映をされるべきだと私は思ふのです。その点を要望をいたしておきたいと思ひます。

それから次に、資料の精細なるものをいただきました。これは私が要望を申し上げました資料とは若干違つていふわけです。この点は先ほど官房長からその事情も承りましたが、私がただここではつきりと大臣に確認を願いたい点があるわけです。それは四月の二十七日に日本学術会議の第三十三回の総会で論議された問題でございまして、内閣総理大臣から諮問一号として、十年後を目ざとする科学技術振興の総合的基本方針についてという諮問を日本学術会議が受けて、それに対して第五部会の工学を中心とする人たちが、今後の科学技術振興は一つの科学技術基本法というものを制定していくべきであるというところについて総会に提案をした。ところが総会としては、そういうような自然科学だけの振興だけではなくて、人文科学なりあるいは社会科学についても振興をしなければならぬ、ただ自然科学だけの振興をはかるというところは日本の科学技術振興の上にとつて非常に問題があるという意見が出まして、そして総会において採択をされたのは、科学研究基本法という法律を政府が制定をして、その中にあつて科学技術振興法というふうなものを一部門として取り上げていくのであれば、それはわれわれとしては賛成である、こういうような態度が総会の態度として決定を見た。私が要求をいたしましたところの資料というのは、そういうような総会におけるところの資料なりあるいは決定についての問題を要求したのでございませう。これは私も日本学術会議の事務局に問い合わせてみましたが、あと二、三日しなければ、内容についての字句の訂正、そういうようなものができ上らないから、それを待つていかなければならないということでございますので、やむを得ないとしておるわけでございます。

ざいですが、これが二、三日中に内閣総理大臣に対して日本学術会議の総会の名において勧告をされるということになつております。ところがこの日本学術会議は文部省の所管でございませう。しかしながら日本の学術全体についての最高の機関であるところから内閣総理大臣に対して、日本の科学技術教育というものについての考え方というものが出されて参りました際においては、それをどういふふうな処置されんとお考えになつてゐるのか、どの程度これを尊重をしようかというふうにお考えになつてゐるのか。文部大臣は自然科学なり社会科学、人文科学についてのいわゆる総合的な発展をはかつていくという考え方になつておられるのか、それともやはり自然科学を中心にして今後科学技術振興の問題には考へていかなければならないとす考へ方に立つておられるのか、その点について承りたいわけですが。

○荒木国務大臣 教育なり学術研究について自然科学の面だけが唯一のものではないと思ひます。人文科学の面につきましても、あくまでも大学におきとんまて世界のトップ・レベルを歩くところを目ざして常時努力されねばならぬと心得ます。日本学術会議が勧告を出されました場合は、政府全体として教育の面につきましても文部省が科学技術の一般的な現実につきましても、科学技術庁というふうなことで、それぞれが担当の分野に於いて尊重せねばならない立場に置かれると思ひます。もし勧告が出ますれば、その線に沿つて、予算措置を要するものは三

十七年度以降、立法措置を要するものも次の通常国会を目ざして検閲をしていくという立場に置かれると思ひます。この高等専門学校の関係におきまして、教科内容等はその勧告の趣旨を取り入れるべき筋があるならば、あらためてそれを検討して具体化する、こういう立場に置かれるものと承知いたします。

○村山委員 大臣の、総合的な科学技術のあり方、こういうような問題についての御見解をいただいたわけですが、今回の高等学校の教育課程の改定に当たつても、あるいは高等専門学校教育課程の内容の試案についても、一見いたしましたところ、そういうふうな取り扱ひ方が不十分ではないか。もつとそれを深く突き詰められていかなくてはならないのじゃないか。しかも高等専門学校を出る者は科学技術者の一員になるのだという位置づけでございます。そういう位置づけと、そういうふうな世界の動きというふうなものについて、自分たちの職業を通じて一つの世界観を持ち、そして人類の発達、日本の科学技術の発展のために貢献していかねばならない人たちであらうと思ふのです。そういうふうな点から、この教育課程の内容についても、それらの総合の勧告の線を十分に尊重をして、先ほど改定をされる御意向でございましたので、やられるように要望を申し上げておきたいと思ひます。

授、こういうような先生方を置くようなことになっております。ところが教授、助教授あるいは助手、こういうような人たちの身分なり待遇なり、あるいは免許法との関係なり、こういうようなものはまだ明らかにされていらないわけですね。五カ年一貫したところの教育を行なうということになって参りますと、いわゆる高等学校の教諭の免許状を持つてゐる人は、この高等専門学校に先生になった場合には一体何になるのか。またそういうような高等専門学校の教育の免許状を持たなくても、前期三年課程の先生になり得るのか。あるいはどういふような免許状が必要になってくるのか。そういうような点には全然われわれに明らかにされておられませんので、今考えられておられますもののがどういふようなものになっているかをますます明らかにしていただきたいと思ひます。

と、一部は高等学校であり、一部は短期大学だといふ議論が常につきましますけれども、私たち、五年制の新しい学校として、この教育内容につきましてもいろいろな角度からなお検討を進めておる段階でございますが、現在考へておられますところでは、やはり高等専門学校基準というふうなものを定めまして、そこでこの学校にふさわしい教職員の資格その他を定めていく、こう考へておるわけでございます。

○村山委員 基準を定めていくということになりますと、学校教育法によります大学の設置基準、これはございませう。そういうふうなものを考へておるものか、その点についてお尋ねいたします。

○天城政府委員 現在、高等学校以下につきましましては、学校教育法の系統の規定がございまして、また免許資格につきましましては免許法で高等学校以下の職員については規定がございまして、一般的には大学と短期大学につきましまして、それぞれの設置基準がございまして、これらの点を参照して、それに類するような意味での設置基準を制定いたしたい、こう考へております。

○村山委員 現在短期大学は、大学設置基準の第四十五条によりまして、短期大学の基準については別に定める、こういうふうな規定になっておるわけでございます。ところが短期大学は大学の一部ですから、大学に準じておるわけですね。大学に準じて、教授会なりというものが、一つの学問の自由なりあるいは大学の自治権といふものを保障される。ところが今度考へられておる高等専門学校は、これは学科に關しては「監督庁が、これを定める。」こういうことになっておるわけですね。その地位といふものは先般以来官房長にいろいろお尋ねをいたしましたが、これは大学ではないのだ、こういうふうな位置づけでございます。そういう位置づけで、今大学設置基準の中でこれを定めていくというふうなことになりますと、その考え方において矛盾した点が出てくるのではないかと、この点を考へるわけですが、その点はどうか。

○天城政府委員 私の言葉が足りないか。かつたかもしれませんが、設置基準で定めるわけではございせん、高等専門学校設置基準といふものを別個に定めた、こう思つておるわけでございます。

○村山委員 その設置基準の内容について、どの程度まで今検討が行なわれているのですか。

○天城政府委員 高等専門学校を設置して維持運営していくためにいろいろな面から考へなければならぬ点が多いと思ひますが、先ほど大臣からお答え申し上げましたように現在検討中でございます。またここで全貌を申し上げる段階までには至つておらないわけでございます。

○村山委員 そういたしますと、教授の資格なり助教授の資格、こういうものもまだ終わつていないわけですか。

○天城政府委員 現在まだ最終的に決定いたしておりません。

○村山委員 それは、本国会で成立をいたしましたので、三十七年の四月一日から実施することになっておりますので、その間にやればよろしい、こういうふうな考え方もあるだろうと思ひます。しかしながら今聞いてみますと、いわゆるどういふような設置基準を設けるのかということも、いまだ内部に於いて討議をしてゐる段階で、固まつたものがない。こういうふうなことになると思ひます。これは後ほどほかの委員からも話が出るだろうと思ひますが、非常に審議において十分でないんじゃないか、こういうことになってくると思ひます。教授なり助教授なりを、どういふふうな資格の人をどのように採用をし、どうしてやっていくんだという一つの構想もないのですか。

○天城政府委員 ただいま設置基準で具体的に定めていきたいということを申し上げておるわけでございますが、もちろん現在でもいろいろな点から考へております。たとえばこの学校が、最終学年の段階におきまして、学年的には短大のレベルにございまして、当然そのレベルの教授が入ることは予想いたされるわけでございます。全然考へてないわけではございせんが、今後まとめてどういふ教授資格にするというところまでまとまらないうちのことを申し上げたわけでございます。

○村山委員 大学の設置基準がありまして、その中に、短大は別に定めるようになつておりますが、そういうふうな内容が十分になされてない場合、一体免許状は、この高等専門学校の先生方には必要ない、こういうふうな考へておられるのか、やはり免許状は必要になつてくると思へるのか。さらにはこの待遇の問題ですね。これらの点は一体どういふふうなところに位置づけをし、どういふふうなのか。そういうふうな点もまだ検討がされてないわけですか。

のは、たとえば工業と申しまでも、学科について電気であるか、機械であるか、土木であるか、あるいは応用化

配をされておるわけですが、それはやはり現在の短期大学と同じような程度のもので、その設置基準として考えられ

定をするのであれば、どこに機械料を作る、どこに電気料を作るというのであれば、これはまた考えようがあるわ

ておるわけであります。

○村山委員　そういったしますと、学校の目的は研究をするところではないけ

この高等専門学校法案の中の教員組織と大体同じようなふうに考えておられるのか、それよりもっと格の下がつ

たものとして配置その他は考えていこうと思っておられるのか、その点をお答え願いたい。

○荒木国務大臣　まだ熟しておりますが、少なくとも短期大学並みではなければなるまいと考えております。

○村山委員 大体以上で私の質問を終わりたいと思いますが、今いろいろ法案の内容、考えられておるところ、準備されている段階、こういふようなものを受けておりますと、今までに審議された過程からはまだきわめて不十分なものがたくさん残っていると思わざるを得ません。今まで答弁をしていただきましたそれらの内容は、そういふふうにいたしたいという方向づけだけでありまして、それがどのように将来の教育計画の中に規定づけられておるのかという、全体的な構想というものが明らかにされていない点が、私たちがとりましては非常に納得がいかないところが多いわけですが、一応私の質問を終わりたいと思います。

○濱野委員長 小林信一君。

○小林(信)委員 先日関連質問をする機会を与えられたのですが、非常に大事な質疑応答がありまして、それについて私も続けて質問したかったのですが、委員会の運営等の問題で中絶しておったので、それをきょうも引き続いてお伺いしたいと思うのです。

その前に私は、この法案提出に對し、まして文部省の意見が一致しておらない、大事な法案提出の目標というものが明白になっておらないというようないふ、この法案が私自身はするわけなのですが、この際、この点を明白にして、内容についての御答弁を承りたいと思うのです。と申しますのは、この提案理由の説明

明を見ますというところ、これは最も見解を明白にしたものだと思うのですが、「産業経済の著しい発展に伴いまして、科学技術者の需要は著しく増大し、特に工業に関する中堅技術者の不足が痛感される情勢になったのであります。

このような情勢に即応し、要するにこれは産業界からの要請というようなことが非常に強くうたつてあるわけなんです。ところが先日私が實面をしまして、た際には、大臣がよくおっしゃられる

と申し上げ得ると思います。しかし教育の本来の第一義的な立場に立つて、それをどう表現するかという角度から申し上げれば、学生生徒、青少年に対して、新たな教育の場を与えるという意味において単線型を複線型にする、教育を受ける場が多くなる、その意味合いにおいて教育の機会均等の目的にも応じ得るのだという角度から、この間、お尋ねにに応じてそれを主眼にお答えを申し上げます。

およそ国が青少年に対して教育の場を作ってこれを提供する趣旨は、今申し上げたような、第一義的にはまさしく教育の場を多くするということが強調されるべきであります。ざりとて卒業した者が社会の要望にこたえ得るかどうかは、われ関せずえんであつてはいけないと思ふのであります。たまた

科学技術振興のテンポに應ずることも念頭に置きながら中教審で考慮せられた課題であると思うわけでございますが、その目的に應じるにつきましても、現在の短期大学との共管関係がいろいろと疑義があり、無用の摩擦をこゝとさら引き起こすような考え不足の点もございましたのを考え直しまして、現実に即し、将来にも通用するものもの考え方はどうだろうという再検討が行なわれたのが、高等専門学校の考え方であります。ですから、当面する政治課題で言いますれば、所得増増の問題にも應ずるわけですけれども、それよりもっと根本的な高い立場で長い将来を見通しまして、この高等専門学校という制度は日本に適合した考え方であらうというつもりで、御審議をお願いしておるわけであります。

○小林(信)委員 大臣の今のお答え、相当自信を持ってお述べになっておられると思うのです。そういうふうな考えでえられるから、ときたま、ある場合には所得倍増計画が根本問題であつて、これが法案上程になつた、あるいは産業界の要請というふうなことが強く印象づけられるような形になり、あるいは教育の機会均等、これらをまた中教審の答申というふうなことで表明

三・四という制度の一つの改革でもあるわけです。六・三・三・四というのは固定した日本の事情に即応するものでなく、発展する、動く日本の事情に私は相応して考慮されたものだと思うわけなんです。産業界が進展して、ときに人間の要請というものは多くなる場合もあるだろうし、そして教育というものは、機会均等でなければならぬという考えも十分に持って、教育制度というふうなものは考案されておると思うのです。所得増増計画というふうなことは、ただ池田内閣がいうだけでなくして、これは国民が常に要望し、政策を行なう者は考えることであって、特に所得増増というふうな名前がついていたから一つの異例のように考えられるのですが、これは政治としては当然のことなんです。そういう動き、発展する日本のすべての問題を考えて教育制度というものは作られておると思うのです。そういうような本質的なものを考えたときに、なおこれを改正しなかな言葉をおっしゃっただけでは私は意味がないと思うのです。まことに大臣の御答弁に沿わないような私の意見でございますが、私はそう考えますが、大臣としてはいかがですか。

○荒木國務大臣　ただいまお答え申し上げましたことをむし返すことになろうかと思いますが、お許しをいただきます。

現実面と申しますか、五年制の高等専門学校を卒業した結果を中心に申し上げると、小林さんが御指摘になりましたように、教育プログラムの立場からは、何かしら便宜的なことに重点を置いておるようにお感じになるかと思

います。そのときどきの話題の中心点に立つてしゃべられることが、たまに新聞にも出たかと思いますが、そこでさき申し上げましたように、そういう結果でなしに、もともと教育というものは何のために、いかにしてやるべきかという基本点に立つて申し上げるべきか、それはあくまでも、産業界の要請なんというものは第二義の結果論であって、本来は青少年に対する教育の場をより多くするという意味合いにおいて、教育の機会を均等ならしめ、豊富にしていくということではないか、ならぬ。そういうことから考えます場合に、六・三・三・四の制度は、戦後今日まで十数年慣習したとして、それが大筋として何人も疑わない基本的なコースであることは、私が申し上げるまでもないこととあります。そのことは厳然として存在し、守られていくべきだ。しかし、あわせて諸外国にもありますように——聞けば、ソ連ないしはヨーロッパ諸国におきましては、複線型が原則となつていて、アメリカ的な単線型というのはいささか、よりよいものだと承知いたします。それらの事例は今後の日本の科学技術の進歩発展の方向ないしはテンポも、それらに伍して遜色ないところを目ざさねばならぬと思うわけであり、また、これらの最新の科学技術に関しては、いざ先進国の事例というものは一応参考にしてしかるべきもの、そういう角度からとらえて、複線型の方がより多く青少年に教育の場を与えることにもなるし、また結果的に見れば、当面は所得倍増というところがさしあたりこれになぞらえて表現されますけれども、単に十年じやなしに、

二十年、三十年、五十年の将来を考えましても、やはり複線型をこの際創設することがより教育目的にかなうであろう、こういう考え方に立つて御提案申し上げておるつもりでございます。

○小林(信)委員 それではさらに私はこの問題を深く掘り下げておきたい。だこうと思うのですが、私も決して、教育が産業界の要請を第二義的に考えるとか、あるいは時の政府の政策というものが一つの特別なものを掲げたかという、制度をどうしろというふうな、そういうことにこだわるものではないのです。ということとは、現在の六・三・三・四という制度は、制度としてはとにかく堅持されて、あるいはこれを培養することに努めてきたかもしれないけれども、はたして完璧を期したかどうかというところは、私はまだ検討していくならば、これももう少し検討していくならば、簡単に複線型にするというところが、あるは今日新たにこういう制度を政府が主張すること、もう少し他に考える道はなかったかというふうにも考えられるわけなんです。と申しますのは、先日も参考人が四人呼ばれましたが、私たちに意見を聞陳してくれましたが、この法案に賛成する者も反対をする者も、私の印象としては、少なくとも科学技術全般の振興というものが必要なんだ、しかし今それが十分にやれておらないから、こういう措置もやむを得ないというふうな賛成論であり、反対論の人たちは、特にこの点を強調して、もっと科学技術を全国民の一つの素質として向上させる教育の責任を感じなければいけないというふうなことを言われたのですが、この点については大臣はど

ろとお考えになっておりますか。

○荒木国務大臣 六・三・三・四、特にその四の現行四年制大学というものを名実ともに本来の理想の方向に推し進め、充実していくべき課題は一つ厳然としてあります。今まで十分であるとはむしろ思わないのであります。しかし四年制大学は人材の養成という目的もむろん持っておりますが、研究を主眼とする創造力、クリエイティブなもの、その考え方を基本に大学制度があるとは私は理解しますが、そういうところから発明、発見と新技術の開発等が生まれ出てくる原動力になることも毛頭疑いませんし、従ってそれが教育目的として国家のなすべき重大なるポイントであることも一つ否定できません。その意味においてさらに発展充実に努めていく努力を国としては続けたい。いささか、それはそれでございまして、現実にはそういう純粋の研究、学問のうのうをきわめる基本的学理の研究というところに没頭するがごとき人は、実際問題としては現在の四年制大学に入っておる青年学生の中で数からいへば比較的小さなものが、初めて名実ともにそれに応じておると思うのであります。大部分というものは、やはり社会に出て、その学問を身につけて、自分の前途を切り開くという現実上面に立つておると思ひます。それにしてもそういう研究的な立場にあつたがゆえに、それぞれの職場において多くの成果を上げておる事実も私は見聞いたしておりますが、しかし大学程度の科学技術を身につけて、現在の科学技術のレベルを完全に応用できることを主たる仕事として一生を終わる人が数においてはこれまた圧倒的多数であ

ろろと私は推測します。

「委員長退席、中村(庸)委員長長代理着席」

だから大数観測的にいへば、大学における純粋の学問の研究、心理の探究も必要だけれども、現在レベルの科学技術を身につけて、実働上の役に立つという人材の養成というものが現に非常に熾烈に要望されておる。その求めに応ずるものは六・三・三・四の現行大学制度だけに限るべきだという必要は私はないと思ひます。必要はないというよりも、もっとほかにもその人の適性ないしは本人の周囲の条件等から制して、やむを得ない適切である制度が考えられるならば、それこそ新たなに提供されることによつて、その人により適合した専門的な科学技術が身につけて社会の要請にこたへる、こういう考え方に立つてございまして、繰り返して申し上げますが、現在の六・三・三・四の基本線はあくまでも主流としてこれを推し進める。一種の傍系的な新たな学校体系として、組織として、五年制の高等専門学校を付加する。それが教育の基本的な立場からいたしまして、少なくとも青年学徒に対してよりよき新たな教育の場を提供することになるであらうと信じておる次第であります。

○小林(信)委員 大臣は先日の参考人が来られたときにおいでにならなかつたと思ひますが、別に参考人の意見を聞かずとも、大臣はいろんな勉強をする機会もありますので、その必要はないかも知れませんが、あの四人のうちの話を聞いておれば、大臣の今の考えのような点を固執してお話を私は

すが、私のお聞きしたのはこういふ制度の中に、こういふ人々を目標にして救うために、複線型を作ってもいいじゃないかという御議論でございますので、私は作らなくてもいいようなものと政治的な責任を果たしたほんとうに六・三・三・四を生かす教育行政がありはしないかということなんです。

そこで先日の参考人のお話を聞きました。中、小学校から、あるいは高等学校から、工業高校から要望されているものは、施設を完備してほしい、設備を十分にしたい、あるいは一学級の定員を少なくしてほしい、そういうようなことがなされておるならば、今日工業高校を卒業した者もあるいは今政府がお考えになっておるようないわゆる中堅技術者というものは、あえてこういふ学校を作らなくても得られるのではないかと、こういふ点を私は大臣にお伺いしているわけなんです。この点に対する大臣の御見解は何かですか。

○荒木国務大臣 六・三・三・四を名実ともに充実することによって、今高等専門学校が意図しているような人が供給されるであろうというお説ですが、それはある程度そういう面も出てくると思いますが、先刻も申し上げましたように、大学を卒業する人がすべて本来の研究、真理の探究に適している人ばかりとはいえないのでありまして、大多数はそうでなくして高い科学技術を身につけて、それを現実に活用するという人が圧倒的多数だろうと思ふのであります。だとするならば、そういうふうに自分自身の条件を、適性なり能力なりを早く発見して、初めから工業高校程度から五年を通

じまして、短大程度ではありましようとも、一貫した現在知られている科学技術のレベルを完全にマスターして、これを応用する能力を初めから意識的に、計画的に授けようとする場において鍛錬された方が、より適切な人が出てくる可能性は当然期待できると思はれます。そういう意味において新たな制度が作られる価値があり、またこの学校が対象としますところの青年学徒がまたおられると思うのであります。また付随的には、先生はもう自分ですけれども、その人の家庭的な条件というものはあることも、自由主義社会におきましては免れざることでありまして、現行学校制度はすべてそういうことを基本に一応考えておる。もとより経済的条件が一定の条件以下であるという気の毒な人には育英奨学の道を講ずることによって補うべきではございましてけれども、それ以前の本来の措置として、工業専門学校に適するといふ人が大ぜいおるだろう、その人のためにより適当な場が与えられる、その意味において価値がある一つのことであると思ふのであります。

繰り返すようでおそれ入りますが、六・三・三・四を名実ともに充実することによって、お説のように現在よりは人材の養成に対する供給力が増大するとは思いますが、そののみであらねばならないというのではない。別途にあつた方がより適切であろう、かように思ひます。

○小林(信)委員 大臣のお考えもよくわかりますが、私とすれば、どちらが先行すべきものであるか、これが教育行政をする者の一番大きな責任だと思ふのです。(両方だ)と呼ぶ者あり、

り、両方なら両方お答えいただきたい。一方を簡略にしておいて、一方に力を入れるというよりなことは、国民から一つの疑問を持たれて、産業界だけに徒弟的な要望をされて、教育行政といふものが簡単に追いつくというようない印象を受けることは免れないと思ふのです。

○荒木国務大臣 私一個の個人的な気持はさつき申し上げた通りであります。それがただでは客観性がないことも承知いたします。そこで先ほど申し上げましたように、中教審におきましては初めはむしろ高等専門学校と同じ構想ではなかつたのであります。単科大学というよりな考え方、六・三・三・四と別形態のものがあるべきだといふことは、中教審の良識をもって導き出された一つの考えだといふところに客観性を見出した。さらにソ連、またアメリカを除く自由主義国家群におきましては、大多数は複線型をとり、ことにイギリス等におきましては、まさしく高等専門学校が目ざすような学校制度が早くからあると承知いたしております。これらの例にならうことも、いいことを見習うのは遠慮すべきでないという意味において一つの客観性ある根拠と心得ております。

○小林(信)委員 それなら申し上げますが、今日どの国でも科学技術を重視しておるわけでありまして、どこも教育行政の中でもこの点に力を入れて考えられておると思ふのですが、大臣がおっしゃるところを聞きますと、自分の都合のいいところにだけ結びつける傾向が多分にあるようにうかがわれるわけですね。しかしあの人工衛星をソ連が飛ばしてアメリカが立ちおくれた

とき、これはいつかもお話し申し上げたと思ふのですが、アメリカ自体でもって、何ゆえソ連の科学技術に劣るのかという検討をした結果は何であつたか。結局それは小学校にまだ入学しない子供たちに対する母親の教育といふふりなきさいなことで検討して、科学技術の伸展というよりなことをはかつておるわけなんです。あるいはソ連の教育は、これは大臣のおっしゃられる教育の機会均等といふふうなものに合致するわけですが、国家の費用でもって十分な施策をして技術者を養成しておる。そういうものがあつて初めてさらに複線型も考えられておると思ふのです。そういう基礎づけを全然せずに、諸外国でもって複線型をやっておるから私の国でも複線型をやることが悪いのかといふことでは、私は少し納得がいかないわけなんです。

それから大臣のおっしゃる勤労青少年に勉学の機会を与える、これもこの法案提出の理由として大臣が強調されるわけなんです、何か青少年を非常に心配されるようなふうに見えておるのですが、実は先日木下参考人がこのことを言っておつた。日本の教育の実情というものは三角形である。底辺になるところはいわゆる中小学校のようなものである。そしてそれがだんだんと細くなつて、そしてごく小部分のものが大それた形に進むんだが、これは決していい形ではない。これを四角の形にして、底辺がそのまゝの形で四角を作ること、これが教育の責任だ、そういう意味でもってこの高等専門学校を作ることには非常に意味がある。大臣のおっしゃることも総じて木下さんと同じような意見だと思ふ。私

はそのときに木下さんに質問したかった。あなたの管下である東京都の高等学校は、この東京都民の高等学校に入学したいという者を全部収容する能力がありますか。高等専門学校という問題だけを取り上げると、非常に機会均等に理解があるようですが、実際ににおいては熾烈な競争をしなければ高等学校に入れないのが東京都の現状なんです。もうそこでもってふるい落として、進学の希望のある者を勉強させないような状態にしておる。またその上のクラスのところでもって、青年の六百万とか、数まで言つておりましたが、その人たちの教育の機会均等を考えて、こういふ教育の道を作つてやらなければいけないといふことを言うのですが、高等専門学校の問題よりも、高等学校に入りた希望者といふものは相当あるが、これを全員入学させるようなことが、青少年を救うところのほんとうの教育行政ではないか。そういう点は依然として放置されておる。もっと極端に申し上げれば、私も私の県のある高等学校のPTAの一員で、そのPTAの会に行つたことがあるのですが、私は黙つていようと申したけれども、遂に発言をして、PTAの人たちの学校に対する関心というものを呼び起こしたことがあるのです。その学校に対して県から出される費用といふものは、いろいろな名前では出されておるけれども、その費用をまとめれば、その学校で使う電気料にも満足できない状態だということです。従つてそのほかの費用といふものは、PTAが負担をしなければならぬ。PTAといふものは本来の活動は何もしていない。その高等学校の運営を維

持するために費用を拠出するPTAに
なつておるわけなんです。そういうふ
うに教育行政の欠陥というものは至
るところにあつて、たくさん先生の授業料の
ほかにPTAの会費までたくさんとら
れる、施設の寄付金もとられる。その
上にその学校では、入学すると六千
円学校に貸して、卒業するときに返し
てもらふといういろいろな方法で
まで講じられている。そういう高等学
校が現在あるわけなんです。県立で
よ。授業料だけじゃない、そんな費用
まで出すのならば高等学校にいかせる
ことはできないというふうに青少年の
道が阻まれていくわけです。そこに政
府としてはもっと意を用いなければならぬ
のじゃないか。

〔中村(庸)委員長代理退席、委員長
着席〕

これは科学技術という問題を別にし
た、いわば高等学校のあり方を申し上
げたのですが、さらに工業関係の問題
とすれば、ただ工業高等学校の教育の
問題だけでなく、国民全体が、今の
世界情勢あるいは日本の経済というも
のを考え、ほんとうに人類の発展とい
うふうな意識のもとに科学技術を振興
するよう、そういう教育行政の手と
いうものはおろそかにされていると思
う。そういう点がほかの国々と比べて
非常に劣つておるにもかかわらず、そ
れは全然ほかかまわらず、ただ
諸外国にもあるからやってもいいだろ
うということだけでは、非常に私は無
責任だと思ふわけです。

それから複線の問題ですが、大臣は
簡単に複線とおっしゃつておるのだ
が、大臣の今おっしゃられるような簡
単な考えで六・三・三・四というもの

に複線を設けてもいい、六・三・三・
四というのはそのくらいの制度でござ
いますか。私たちは六・三・三・四と
いうものももっと權威のあるもので
あつて、簡単に思ひついたからやると
いうふうなものではないと思ふので
ございましょう。

○荒木国務大臣 第一の点でござい
ますが、今小林さんがおっしゃつたこ
は、総合的な教育対策としてあるべき
姿をおっしゃる意味で私も同意でござ
います。中学校の生徒増がようやく終
われば高等学校の生徒急増にまた対処
しなければならぬという、敗戦国なる
がゆえに、臨時的ではあります、特
殊な重荷を背負つておる。そのことも
十分にできないのに高等専門学校でも
ないじゃないかという意味合いのお話
もあつたようであります、その現象
だけをとればまじくそう言えるかと
思います。また精進見ないしは盲ろう
の不自由な気の毒な人たちに對する施
設もまだ十分じゃないじゃないか、ま
さしくそうだと思います。小、中学校
における施設、設備等もむろんまだ十
分でないことも万々承知してございま
す。大学もまたしかり。なすべきこと
が山積しておるといふことはほんとう
にそうでございまして、それはそれな
りに解決していかなければならない重
大責任を感じるわけでございまして、
現実問題としましては、これは一挙に
すべてができないのが現実でございま
すので、遺憾千万に思ひつつそれはそ
れなりに一つ一つを年々解決する
努力を講じつつ、また当面また将来に
わたつて必要なことについても並行的
にやらざるを得ないというのが日本の
現状だと思ふのでございまして。科学技

術の進歩発展のテンポの早さ、これを
もう十年前に日本が、文部省が先見の
明をもつて施策を講じておつたりせ
ば、今日かようなことを論議しなくて
も済んだかともむろん思ひますけれど
も、これはどうも神ならぬものどうい
ふものなかつたという逃げ口上では済
まないことはわかりますけれども、現
実にそれはそういうことであつた。しか
も島国の日本人が将来繁栄していくた
めには、何としても科学技術について急
速度に先進国に追いつく努力の中に初
めてそれが期待できるといふことであ
るならば、その基本たる三角形の底辺
のところを力こぶを入れて、そうして
十分施策が講じられた、しかる後に科
学技術をというのでは、民族全体が
立ち上がれるかわからないという、
二重、三重の苦しみの中にあるかとも
言えぬことではないと思ふのです。基
本的なことと当面のことと将来のこと
を一緒にたやらねばならぬところ
に悩みがある。それを御指摘になつた
ことと拝聴いたします。従つてそうい
う意味合いで御指摘のようなことを努
力すると同時に、高等専門学校につ
きましては並行的に先進国のまねをし
つつ、及ばずとも一日も早く追いつき
越えたいという意欲の現われと御理
解いただければありがたいことに存じ
ます。

○小林(信)委員 そこでもう一つこの
問題について私は大臣にお話申し上げ
たいのです。こうやつて科学が進歩す
る中に生きていくには、すべての個人
がそれに即応するようなものを持て
いかなければ十分に生きることができ
ないわけなんです。それを守つてやる
ことが教育であつて、またその個人に

与えられた基本的な一つの条件だと思
ふのです。だから私はかつて高等専
門学校の問題を考えるよりも、そうし
た科学技術の進歩する中に生きなけれ
ばならない日本人の一人々々の科学性
というものを高めてやるのが大事で
あるけれども、これは残念ながら非常
に等閑視されている。一方教員とい
うものが、学校を卒業しましても一
つかもお話したら、一割も採用され
ずにおるといふふうな、教員が余つて
おる状態の中で、もつと一学級の生徒
数を減らしてはいい、数学とかこうい
うふうなもの指導をするためには今
のように五十人、五十五人のすし詰め
教室の中では十分な指導はできないの
だ、せめて三十五人に減らしてくれ
というのは、これは教師の言葉である
と同時に、私たちは子供たちの基本人権
としての要望だと思ふのです。ところ
が先生は余らしておく、生徒はそうい
うふうにし詰められておる、私は
やはりここに考慮されるような措置が
とられてこそ、初めてあなたのおつ
しやるようなことが成り立つと思ふの
ですが、やつておるとはおつしやるけ
れども、これがいつになつても進展し
ないというふうな状態の中では、大臣
のこの提案理由として説明されるもの
に不満を持たざるを得ないわけなん
です。

そこで、今全体的な一つの統一した
御意見として承つたのですが、さらに
これをこまかく細分いたしました、産
業界の要望という問題について、こ
れは主として官房長にお伺ひしたの
ですが、その点を明確にしておいて
きたいということを申し上げたんで
すが、まず、産業界が要望しておるもの

を表明するのには、中堅技術者という言
葉を使つておられますが、この中堅技術
者というのには、われわれが概念的に解
釈すれば、これは単なる、技術のどの
程度の技術者ということではなくて、人
間的にもその工場の中核になり、技術
的にも中心になつていくというところ
の社会にも言われております中堅幹部と
いうふうなものにとれるのですが、先
日のお話を聞いておりました、これは
中級技術者であるというふうな御答
弁があつたのですが、あえて中堅技術
者と言われた点はどういう意味である
か、そうしてそれを産業界が要請した
理由は何であるか、これを聞きたいと
思ふのです。

○天城政府委員 中堅技術者という言
葉は、御指摘のようにはやはり中心にな
る技術者という意味で、必ずしもレ
ベルの問題を示した表現ではないの
で、お説の通りだと思つております。
それからこれはいろいろな御意見が
あろうかと思つておりますけれども、
産業界で技術者に上級あるいは中級、
初級、あるいは初級者の場合に技能者
というふうな表現も使つております
が、これまた技術の種類によつても
それぞれのランクの要望が違ふと思ひ
ますけれども、一応ランク的に分けま
すれば、上級技術者、中級技術者、あ
るいは初級技術者というふうに私
たちは承知をいたしておるわけであり
ます。

○小林(信)委員 それはわかりまし
た。だからそれを要望する理由とい
うのはどこにあったのですか。

○天城政府委員 やはり企業体にお
きます一つの組織的な活動という点から
いろいろな段階の技術者が必要で、現
在特に中級技術者といわれているラン

クの技術者の要望が非常に強い、こういうことだと思ひます。

○小林(信)委員 そうするとある一つの程度がついた技術者がほしいというわけですね。

○天城政府委員 中級技術者の定義でございませうけれどもこの前もちょっとほかの先生の御質問で申し上げたのですけれども、研究者または技術者が組織的に活動を行なう場合に、その一般指導のもとにその専門的な補助者となり得る者、これが中級技術者だといふふうに科学技術会議の方でも定義しておりますし、こういう技術者の養成機関として今考へております高等専門学校が該当する、こう思つておるわけでございます。

○小林(信)委員 今までそういう技術者がなかったわけじゃないと思ひます。必ずあつたと思ひますが、その技術者はどうやって養成したのです。

○天城政府委員 倍増計画の構想の中でも、現在の産業界におきまして技術者の位置づけでございませうが、昔の大学あるいは高等専門学校卒業生を含めて、そういうランクの技術者と考へて、基礎的な計算はいたしておりますが、特に産業界においては、現行学校制度の中で昔の高等専門学校が廃止されたことによつて、そのランクの、そのレベルの技術者の供給がきつめて不足しているということが訴へられていたわけでございます。

○小林(信)委員 そうすると、前の高等工業クラスの卒業生がいよいよなくなつてきたからそれと同じ程度のもので作れというわけですか。もう一つ私の質問をしたいことは、工業高校を卒業した者も基礎的な訓練がしてあるわけ

けなんです、それが今度会社に入つて現場の中で實際を通していろいろ修練をして、中堅技術者になり得るものと考えられるから、そういうことを聞くわけなんです、その供給状態あるいは現在の中堅技術者というふうなものはどうして構成されているわけですか。

○天城政府委員 御指摘のように現在企業内におきまして現場における技術者の修得や企業内の訓練において技術者の質的向上がかなりはかられてゐるやうでございまして、いわゆる中等教育の卒業生でも、内部において上級の技術者に発展をしていくという実態もあるやうでございませう。非常に数が少ない場合には中等教育卒業生も企業内訓練によつて技術者に転換をしてゐるという実態もあるやうでございませう。

内部における動きはいろいろあろうかと思つておりますが、やはり企業の技術的な観点からいって、きつめて高度の技術者が組織的な仕事をする場合の専門補助者というものの需要が、特に最近の産業の発展においてその需要が顕著になつてきたのだといふふうに了解いたしております。

○小林(信)委員 もっとこれは率直に考へていきたいと思ひますが、今のやうに工業高校を卒業した者を中堅技術者として養成するには期間がかかるし、それから金もかかる。めんどろである。それよりも簡単に国家機関の中でそういう技術者を作つて、そうしてすぐ現場でもつて中堅技術者にしてもらう方がよい、こういうやうな安易な、簡単な考えを持つて、それを産業界の異常な進展とか、あるいは所得倍増と

いうふうな政府の施策というふうなものに便乗して言われるやうな、そういう印象はございませうか。

○荒木国務大臣 この産業界の要請といふことだけをとり立てて指摘しますれば、露骨な表現からいけばおっしゃるやうになると思ひます。それはあたかも工業高校卒業程度の技能者四十四万人が不足する。生徒急増対策の意味もむろんありますけれども、そういう現実の需要があるならばそれにも応ずる意味合いにおいて、今まで考へられておつた普通高校と工業高校の比率よりも、もっと工業高校にウエートを置いて教育して、その社会の必要にも応じて教育するという必要にも意味において、旧制高等工業的な能力を持つた人を供給することも、これは國として当然考へておるべきことだと思ひます。しかし先刻も申し上げましたやうに、それを教育プロパーの立場でいかに理解し、教育目的をどう考へるかとならば、ルンペンを養うために学校を作るべきでないことも当然のことであり、またそういう適性を持つた人が現実には必要であると同時にたくさんおるわけですから、すべての人が大学程度の学校を卒業したら研究者にならねばならぬ、またなり得る能力のある人が大部分だといふ現実でもないわけでありませうから、需要面からのみ言へば、露骨に言つて、いささか安易な考え方に見えはしましても、本末が逆になすべき教育目的の重大なポイントである、こゝに心得ております。

○小林(信)委員 そこが私は、たとい私たちが賛成しないものであつても、政府が意図した以上は明確にしなければならぬところだと思ひます。先日

あたりも御答弁を承つておりますと、産業界、経済界の要望があるから、引き出しをたくさんこしらへて置いて、さあどの引き出しからでもおとり下さい、という、業界の要望を満足させるために引き出しを幾つも作る。そういう安易な考えで、この大臣の言われる複線型をされるとするならば、これは私は今一部の声として、教育行政が産業界の要望に追いついてゐるという印象を与へてゐる、そう言う者があつたわけなんです、そう言われても仕方がないと思ひます。今大臣が、そんなものもある一部にはあるかもしれぬけれども、もっと信念的にこの問題を考へておるのだ、こういうふうな御意見でしたが、この面だけを取り出せば、こういうふうには大臣がおっしゃられましたこの幾つかのものが、すべて大臣が肯定された条件なんです。だから私はその一つを取り出したのです、そういうものが社会的には印象づけられてあるわけだし、そして科学技術全体の面からいへば、今の六・三・三・四というものがそういう社会情勢の動きというものを考慮して作られたものであるといふこと、しかしこれが今われわれの要望するやうな形で六・三制というものが実施されておらないといふやうなものを総合いたしますと、大臣の言われる複線型あるいは高等専門学校という現実の問題も、私はそういうものを今後受けながら成長しなればならぬと思ひます。もう一ぺんこの点につきまして、もう一ぺん大臣の確固たる考え方というものを伺ひたいと思ひます。

○荒木国務大臣 一番初めのお尋ねに對してお答え申し上げたことに尽きるわけでございます。教育という立場に主眼点を置いて申し上げますれば、こういう制度を新たに付加することが、青少年の適性に應ずる教育の場を与える意味においていいことだ、なすべきことだと存じます。その結果が、社会の進展、それを産業界の要請という言葉で置きかえてもけっこうであります、その要請に應じて得ることそれ自体が教育目的を達することに成る。結果論的にいへば、そうだと。教育プロパーの立場からいへば、今申し上げる考へ方に立つて適切なものである。そういう必要性は、先刻も申し上げましたやうに、日本よりも先進国の立場にある科学技術国のもろもろの国において現に実施済みのものであります。民族が違ふからといって日本人だけが例外であり得ない。そういう適性な人がたくさんおるであらうし、また現実にも必要があるから結果的にはそれに應じて得ることになる、かように理解しております。

○小林(信)委員 そこで今この問題をまとめていきたいのですが、結局六・三・三・四というものは堅持するのだ、この生々発展というものはどこまでも努力をしていくべきものである、しかし諸外国の状況あるいは産業界の現実といふやうなものから考へて見れば、あえてこういう複線型を作ることと差しつかえないだらう、こういうふうには言われてしまえば何も矛盾がないやうなんです、そこに私は六・三・三・四といふものを、これでは不完全なものであると一つの否定的なものと断定をしたくなるのですが、その点はどうか。

○荒木国務大臣 六・三・三・四その

ものはフルに使命を發揮させるように充実にいかねばならぬし、その意味において完全なものと思ひます。ですけれども、現実には新しい科学技術の新分野が特にそうだと想像されますけれども、諸外国の例等が実証しておりますように、こういう高等専門学校的なものをもって人材を補わなければ、今後の科学技術というものは万全を期し得ない、その求めには、質的に量的にも六・三・三・四だけでは十分であるということが立証されておる、こう理解いたしまして、日本でもその例にならうて及ばずながら今から追っかけていこう、こういうことと考へております。

○小林(信)委員 今の御発言からして、六・三・三・四という制度は、あのときには非常によかった、しかしきよりの状態ではすでに間に合わないとするならば、やっぱり欠陥があるところあるいは六・三・三・四というものは絶対的なものじゃない、もちろん絶対的なものとは私も言いませんけれども、そういうような否定をしたものがある大臣が考へておつたといつてもいいわけですか。

○荒木国務大臣 六・三・三・四そのものを私は否定する考へは一つもございませぬ。東海道の舗装のほかに中央道を作るといふ例をとりますか、中仙道を例にとりますか知りませんが、東海道だけでは不十分だ、現在の交通量はまかないきれない、もう一本二級国道的なものを考へねばならぬといふ意味合いでございまして、六・三・三・四それ自体は敢然として堅持され充実にいかねばならぬ、これにプラス・アルファで将来に向かつては

完全になるであらう、こういうふうに理解しております。

○小林(信)委員 否定というのは六・三・三・四というものが全部だめだといふのではないのですよ。六・三・三・四というものは不十分だ、欠けていゝる、だからここに複線型を作らなければいかぬ、大臣は平氣でもつて、六・三・三・四も堅持する、複線型になつたつて差しかえないじゃないか、勤勞青年を救うといふようなことを考へてやるのが、教育機会均等の意味からいって大事だと言へば何ら矛盾がないようなんですが、しかし私は申し上げましたように、六・三・三・四という制度は、社会が固定したものと予想して作られたものじゃないわけなんです。池田内閣が所得倍増論を掲げようが、大丈夫この六・三・三・四でもつてよろしいといふくらい信念がある制度として盛つたと私は思ふのです。もしそれが占領下に押しつけられたものだといふならば、大臣はつきりここで言つてもらいたいと思ひます。そういうふうな六・三・三・四に対しては、私だけでなくて、国民の相当数が一応一つの信念を持つてきたと思ひます。ところが今いろいろな理由をつけて、複線型も作つてもいいじゃないかといふ場合には、やっぱりそれを作らなければ、この六・三・三・四ではどつかに満足できないものがあるから作るんだというふうに大臣は考へていゝると私は思ふのですが、どうですか。

とすれば六・三・三・四といふものは全面的にこれを拒否するのでなくして、その中に欠陥があり、あるいはその一部に否定をしなければならぬものがあるといふふうに考へられるわけな

んですが、もう少し大臣の氣持もよく御反省なすつてお答え願ひたいと思ひます。

○荒木国務大臣 六・三・三・四といふのが、終戦後アメリカによつて与えられたことは、これは事実として否定できないと思ひますが、戦後十六年やつてきまして、国民的な信念として六・三・三・四といふものは今後も充實發展していくべきものだと、だれしも思つておると思ひます。私もそれはそう思ひます。思ひますが、現実に科学技術の進展に応じていろいろものもあつた方がよろしいといふ必要性は現に出てきておる。そのことは、先ほど来繰り返して申し上げるうちに、諸外国の実例もこれを実証しておる。そのひそみにならうてアルファを加えることでもつて、日本の教育制度といふものがよりよくなるということだけは私は断言できると思ひます。でございませう。そういう意味でこれを御審議しておると思つております。

○小林(信)委員 くだいようですが、きよりの状態になつて六・三・三・四では応ぜられない、だからこの複線型を作るんだというふうに大臣はおつしておるんじゃないですか。だから、やっぱり六・三・三・四では日本の教育行政の恒久的な基本線として持つていくことはできないといふふうに印象づけられるものがあるんです。大臣は簡単におつしておる。六・三・三・四ではきよりの状態には応じ切れない、異常な經濟的發展があつたために応じ切れないといふことは、やっぱり六・三・三・四といふものには恒久性がないといふことになる。だからこれから高等専門學校を作り、また何

か異常な状態が出れば、また新しく何か作るといふふうなことが、今後簡単に行なわれるとも解釈されるわけなんです。六・三・三・四といふものに国民は安心して乗つかつておることでございまいけません。

○荒木国務大臣 六・三・三・四のあがままの姿で、名実ともにふさわしいものにしていかねばならないことに、その事柄には微動だもなない問題と思ひます。それはそれとして、さらにこれがプラスされることによつてよりよくなつていくんだ。よりよくなるという意味合ひは、国民側から見ればさうだ、こういうことであります。これが行なわれれば、複線が複々線になつたり妙な結果になることをおそれられておりますが、それはあくまでも國權の最高機關たる国会の御承認のもとに行なわれるはずでありますから、その文部省の趣味でかれこれ變化していくななどというものはないことはむしろ申し上げるまでもないのであります。今、これはこれ以外のことがあり得るとは、不敏な私でも何でも全然連想ができません。少なくともこういふ制度が加わることは、現在よりはよりよくなることは国民的立場において必要だ。それはあくまでも六・三・三・四それ自体をスポイルしなからうとする、その犠牲においてどうするといふのじゃない、新たなアルファが加わるのだといふことが、国民が希望しておるのだであらうし、またそれが結果的には社会の必要にも応じていくやうに、科学技術の進展にも応じていくやうになるであらう、こういうことに理解しておるわけでありませう。

○小林(信)委員 文部省の趣味でなく

ても、先ほど大臣自身も言われたやうに、産業界のこの便乗的な、自分たちが勞せずして技術家を得ようといふやうなものもあると大臣自身もおつしてやつたわけなんです、それがときに政府がしつかりしておらなければ、文教行政がほんとうに確立しておらなければ、あなたはその完璧を期した信念的な教育行政を行なつておるといふふうにおつしやるかもしれないが、科学技術を振興するといふやうなことをやることは、これは教育行政、政府全体の大きな問題なんです。だが先ほど申しましたやうに、幾らでもやらなければならぬことがたくさんあるわけなんです。欠陥だらけなんです。そういうものを自分自身も、大臣自身も御承知の上でありながら、私たちは元寇半分でこんな法律を提案いたしておりませう、国会が審議をする以上は、といふやうなことでもつて言つておりますが、そういうふうな問題を考へていけば、決して大臣のおつしてゐることをそのまま私たちがやるほどで、すかとおついでできない問題が現実にくさんあるわけなんです。私はこの点はきよりのことでもつて明確にすることができませんので、なおいちいろと材料を収集して大臣との問題では検討していきたいと思ひます。といふことは、簡単に今のやうな形でプラス・アルファがなげ悪い、こゝろいふやうな考へでもつて、今までつちかつてきた六・三・三・四といふものを輕視するといふことは、私は非常に教育行政の上の問題だと思ひます。だから私はこれにつけ加えてお聞きしたかったのは、一体池田總理大臣は、このことについては相談

にあずかり、池田総理大臣もこのことでもって確たる信念を持って承けておられるかどうか、私は総理大臣をお呼びしていただいて聞こう、こうまで思っておたわけですね。簡単に考えになりますか、プラス・アルファがなぜ悪いというふうな、そんなことで六・三・三・四というものを見たら大へんだと思ふのです。私はその問題はいづれまた時間をあらためてお伺いすることにいたします。

そこで、教育課程の問題ですが、これが先日やはり質問されましたが、政府から答弁があったのですが、これを聞いておきますと、従来の工業高校課程の三年、それに二年プラスするわけですね。何か即製的な技術家養成にはならないかという点から質問がなされたわけですが、これを説明するのにかえって四年制の大学にも劣らないような技術家を養成する自信があるんだ、こういうふうな御説明があったのです。それは単位制をなくして時間制にするとか、あるいは数学とか外国語とか第二外国語までやるというふうなこと、いろいろ御説明があったのですが、私はそれでもってほんとうに大学四年を卒業する者にも劣らないような教育行政がなされるとするならば、何も高等専門学校を特設して、その中でもってそういう教育テクニックをやるのでなくて、それを今現存しておる既存の教育機関の中でもってやりになるように、なぜ考慮しないか、何か今までのものはもうこれは手がつけられないんだ、新しくしなければ、そういう教育課程がなされないのだというふうな印象を持ったのですが、この点について、先日は自信を持って文

部省が御説明なさったのですが、もう一ぺん一つ御説明願いたいと思ひます。

○天城政府委員 これはこの法案の目的そのものになるわけでございますが、要するに、義務教育、中学校終了の段階から五カ年間を一貫して教育することによりまして、三年の高等学校あるいは二年の短大という、それぞれ本来の目的を持っております完成教育の課程をたどっていくのと違つて、五年間一貫して教育を行なうことによつて、充実した教育ができるということをお前提に置いて御説明申し上げます、かつ教育課程におきましても、そういう考え方で現在いろいろな面を検討しているというのが前提でございます。

○小林(信)委員 そういふ御答弁を受けようとしたのではないのであります。この五カ年の課程というものは非常に充実した教育ができるのだという自信を持ってお述べになったのですが、非常に時間が少なうても効果の上がる教育的な工夫をしておる、もしそういうふうなものを持っておるならば、今から新しく作る学校でなくて、従来の工業高等学校にも適用したら、短大なんかに適用したらどうか、それはできないのかどうかという問題です。そして教育の本質的なものを追求して得た一つの教育課程であるというならば、その点を御説明願いたいと思ひます。

○天城政府委員 小学校、中学校、高等学校につきましても、それぞれの学校の目的に即しまして、従来の実績を見ながらわれわれといたしましては教育課程の改定を進めて参つてきております。お話しした工業高等学校につきましても、現在の三年制工業学校の本来の目的を最もかなえられるように効率的な教育課程の再編成を今試みて実施に附いておる段階でございます。それぞれの学校の目的につきましてそういう工夫は同時になさなければならぬと考えておりますが、それらを勘案してなお五年の一貫教育が必要である、そして五年を一貫して教育課程を関連して考えればより充実した教育ができるという考え方でこの学校制度を考えておるわけでございます。

○小林(信)委員 私はここにも疑問があるわけなんです、五カ年間でもってこういうふうな優秀な技術家がでるのだ、だから高等専門学校はいのだから、なぜそういう考えを既存のものにこれを適用していかぬか、そこまですべてが教育の仕方工夫されるなら、新しいものでなければできないというは私には思ふわけなんです。そういう既存のものに適用して成果を上げていくというふうなことを講じないか、こういうふうな疑問を持て参りますと、大学出は少し給料が高過ぎる、工業高校出はすぐに中堅技術者にさせることができない、すぐに会社や工場へ呼んで役立つ人間を自分たちが金をかけずに、国家の機関でもってそういう重宝な人間を作つて、そして工場が満足しよう、企業家が満足しようというふうなことを私は文部省があえて弁解しておるような気がするわけなんです。

そこで、人間完成という問題で、先日もいろいろ質疑があり、参考人も来てもらつてお話を聞きますと、人間完成の問題が出てきたのですが、これは安達参考人でしたか、人間完成なんというものは何も特別な時間をかけてやる必要はないのだ、これは教師の人間的な接触によつてなされるものである、そんなことに時間をかけたり単位を設けたりすることは必要はない、こういうふうな見解が述べられたのです。非常に時間を短くして能率を上げようとする政府の案も、多分にこの点を――それはどうでないにしましても、そういうふうな印象を受けるのですが、安達さんあたりはだいたい文部省とも懇意の間柄でありますので、ああいうような教育行政に対して、教育の仕方に対して、どんな御見解を持っておいでになりますか。

○天城政府委員 安達先生の御意見は、学校というものが教師と生徒の一体的な共同体として考えられて、単に教育課程の問題だけでなくて、なお教師と生徒との人格的接触が大事だということをおっしゃる先生は強調されたのだらうと思ふのでございまして、この点では私たちが同感でございます。ただ教育課程のこまかい問題につきましては、あるいは私の記憶違いかもしれませんが、先生は直接答へられたのではなくて、おもに人間教育という問題について、そういう立場からの御見解を述べられたものと思つております。

○小林(信)委員 官房長はあの安達さんの陳述に対して御賛成ですか。あの人間完成をするのに単位を設けたり時間なんかかけたりする必要はない、人間的な接触だけで十分だということ、これは御賛成ですか。

○天城政府委員 安達先生のお話は言葉もかなり極端な表現をなさつておるので、個々のことについては私はやはり問題はあろうかと思ひますけれども、基本的に、教育者と生徒との関係

を強調された点につきましては同感でございます。

○小林(信)委員 今度の高等専門学校教育全般が、学校の内容というものが、私は今のようなものでもって貰かれておるような気がするのです。教師と生徒との間というものが、人間的な接触、心の接触というふうなもので人間完成ができるということ、これは教育の原則であつて当然のことなんです。それができておるかできておらないかという差はあるでしょうが、とにかくそれを前提として、さらに人間完成の課程を考えていくのが、これが教育なんですよ。あの人は、単位なんか要らぬ、時間なんかかけなくていいんだ、それよりも人間的な関係だけでやつていけといふようなことを言つたのですが、もちろん安達さん個人については、山梨大学に来て長く学長をやつておられたので、私はよく知つておりますが、それはもう部下職員の手を切るなんといふことははずしたやつてしまふ。学生なんかも意に反する者はほとんどとやめさせてしまふ。民主的に声を聞くんなんですよ。今個人的な批判をしてはいけません、そういう中から生まれてくるこの人間完成の問題は、時間なんかかけぬでもいい、単位なんか設定しなくてもいいというふうな、あの人の言うことに簡単に賛成されるような文部省であるとするならば、何かこれが便乗的な速成的な、もうせがひでこの学校を作りたいという文部省の貫かれた一つの考えでもあつたように私は承れるのです。

そこで最後に大臣にお伺ひしたいの

ですが、この高等専門学校が五年後には完成状態になるわけなんです、そのときに、国家予算は大体どれくらい予定されておるわけですか。

○荒木国務大臣　ただいまのお尋ねに對しまして即座にお答へする準備はいたしておりません。三十七年度予算を御審議願いますまでに具体化して、お答へを申し上げる機会に譲らしていただきますと思います。

○小林(信)委員　もちろん私はこまかい数字をお聞きしようと思つて御質問申し上げたのじゃないのですが、これも、今の文部省の予算なんかの取り方とすれば、ただ人間を送り出せばいいんだというふうな形でもつて、既存の工業関係の学校と同じようにおそらくなるんじゃないか、結局形だけに終わつてしまふような感じがしてならないのですが、こういうふうなものをし作るとするならば、ただ学校だけでなくて、施設から、いろいろな設備の問題あるいは教員養成の問題あるいはこういうところに勉強する人の奨学資金というふうなものが多分に考慮されている一つの大計画のものになされてゐるのだというふうなことがありはしないかというふうに実はお伺いしておつたのですが、まだそういう点については別に構想は持つておらないわけなんですか。

○荒木国務大臣　抽象的に申し上げれば、育英、奨学の制度も、この学校を対象に新たにプラスされねばならぬと思ひますし、教員組織につきましても、大学院の充実その他の課題として、これまた当然プラスされて考慮されねばならぬと存じます。施設、設備にいたしましても、少なくとも従来あ

ります短期大学より以上のものをねらつていくべきでありましようし、それにプラス工業高等学校の経費等も参考にしながら、予算措置も講じねばなりませんし、また、関連して立法措置も当然必要になつてこようかと思ひます。

○小林(信)委員　先ほど村山委員の方からいろいろな設置基準の問題等についてお伺いしたのですが、何らまだ用意がないというふうなお話で、村山委員の方もだいたい御不満のようだったのですが、もう少し内容というふうなものを詳しく御説明願へるような措置が必要じゃないかと思うのです。これほどの問題でありますので、内容等について率直な御答弁がなされるように御準備願ひたいと思ふのですが、別に今後どういうふうにこの学校の運営をやつていくというふうな御計画あるいは予算等が考慮されておらないとすれば、この質問はやめますが、工業高校から編入させるというふうな道を開くというふうなことは考えられておりませんか。

○天城政府委員　制度上のお話でしたら、そういう道はあるわけでございますが、それだけでも、編入させるという御質問の意味がよくわかりかねますが、実質的に工業高校から吸収して作るということでございますれば、この制度は特にそういうことを考へておるわけではございません。

○小林(信)委員　いや、これができ上れば、工業高校を卒業して、高等専門学校が非常にいいという学校になれば、自分たちは工業高校へ入つてしまつたのだから、入り直すわけにいかぬから、途中から、三年を卒業したと

ころでもつて、今度は高等専門学校の四年へ行くということを希望するといふふうなものが出てくるかもしれない。その場合には、それは受け入れるか受け入れぬかという問題です。

○天城政府委員　先ほど申し上げましたように、制度的にはその道は開いてございしますが、個々の場合には、それはもちろん学校がきめることでございまして、制度的にはその道はできております。

○小林(信)委員　できていますか、できていませんか、どういふことです。制度の上から、できてゐるのですか、できてゐないのですか。

○天城政府委員　制度の上からできております。そういう前提で考へております。

○小林(信)委員　そうすると、工業高等専門学校を卒業した三年の者が、次には四年へ入学することができるといふことですか。

○天城政府委員　それは高等専門学校の試験をして入れるという制度でございします。

○小林(信)委員　終わります。

○濱野委員長　ちよつとこのまま、与野党の理事諸君にお集まり願つて、日程のことについてお話し願ひます。

〔速記中止〕

○濱野委員長　速記を始めて。

本日はこの程度にとどめ、次会は明十六日火曜日、午後二時より委員会を開会いたすことといたします。これにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

昭和三十六年五月十九日印刷

昭和三十六年五月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局